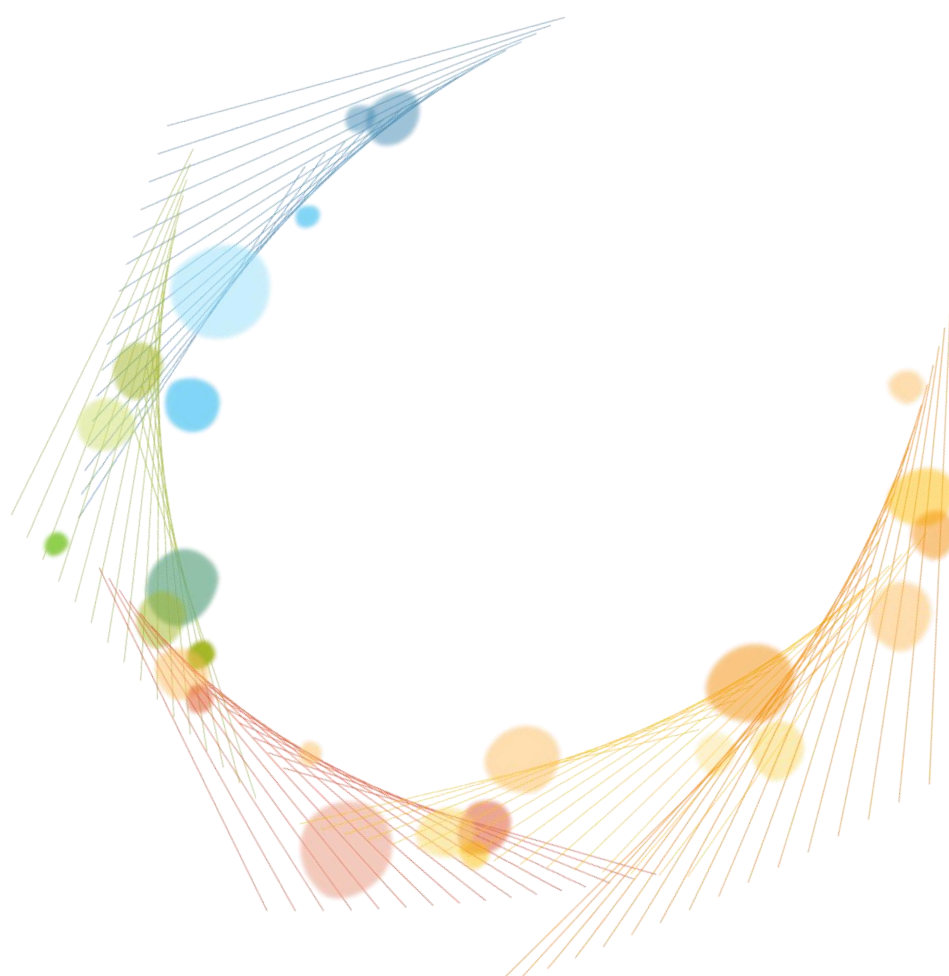


# 第2次門川町環境基本計画

令和5年度 ▶ 令和14年度



令和5年3月





## はじめに

本町では、続く先人から受け継がれてきた豊かな自然とその恵みを守り、将来の世代に継承するため、平成 16 年 3 月に門川町環境基本条例を制定し、平成 25 年度には同条例に基づき門川町環境基本計画を策定するなど、様々な施策を進めてまいりました。



世界の人口はついに 80 億人の時代を迎えるなか、人類の活動がもたらした廃棄物や水質汚濁、大気汚染や温暖化といった問題に加え、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の流行などによる人々の生活様式の変化など、取り巻く環境は確実に変化しており、我々は当事者意識を持ち、これらの問題、変化に向き合っていく必要があります。

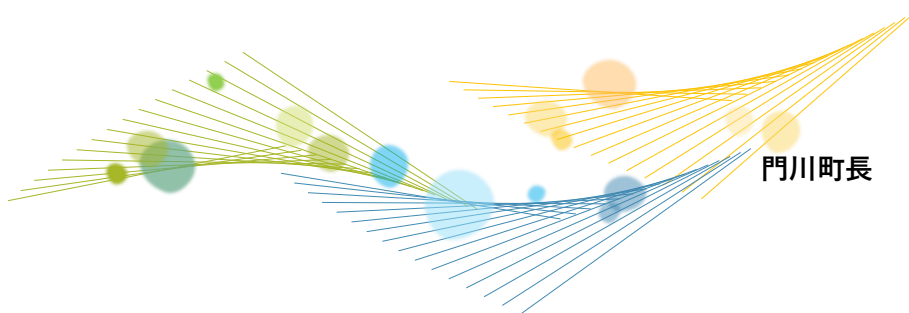
そこで、本町では第 1 次計画の理念を継承しつつ、本町の魅力を向上させることを目指し、第 2 次門川町環境基本計画を策定いたしました。第 2 次計画においては、「人と自然が調和し、美しいふるさとを未来へつなぐまち かがわ」の環境像のもと、5 つの基本方針に沿って施策を分類し、その方向性や具体的な内容を示しています。

本計画を推進するにあたっては、町民、事業者、行政が一体となり、まずは身近な課題に取り組みながら、地域環境の保全につながる選択を、自主的かつ積極的に行うことが重要となります。皆様方には、深いご理解とご協力、積極的なご参加を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました門川町環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査の際に積極的にご意見、ご提言をお寄せいただきました町民、事業者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

門川町長 **山室 浩二**



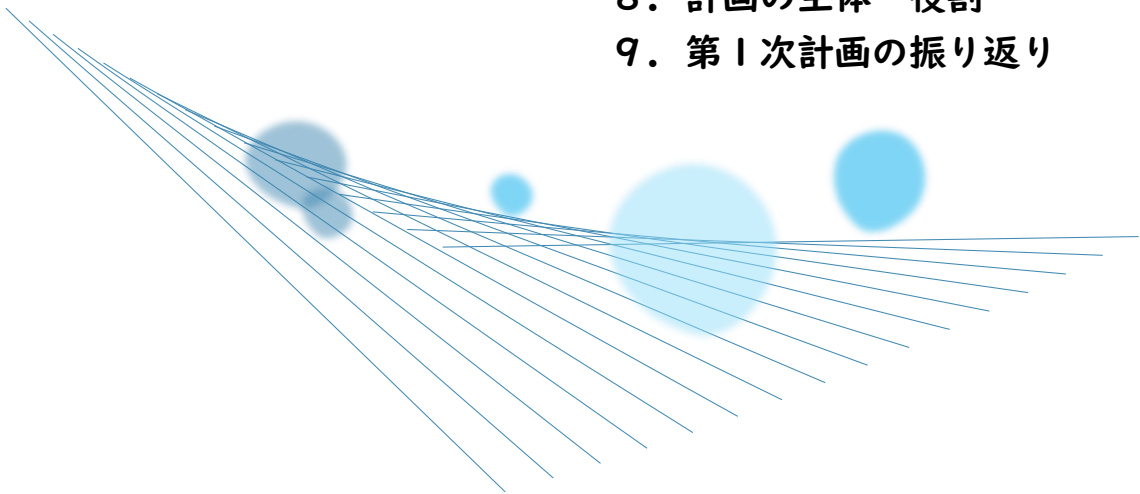
# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景 .....	2
2. 環境を取り巻く現状の整理 .....	2
3. 計画の趣旨及び位置づけ .....	4
4. 計画の対象区域 .....	4
5. 計画の対象期間 .....	4
6. 計画の基本理念 .....	5
7. 計画の基本方針 .....	5
8. 計画の主体・役割 .....	6
9. 第1次計画の振り返り .....	7
<b>第2章 地域の概況</b> .....	11
1. 自然環境 .....	12
2. 社会環境 .....	14
3. 生活環境 .....	16
<b>第3章 計画の方向性</b> .....	25
1. 基本理念 .....	26
2. 目指すべき環境像 .....	26
3. 基本方針 .....	27
<b>第4章 具体的な取り組み</b> .....	29
1. 生活環境の維持・向上～気持ちよく健やかに生活できるまち～ .....	31
2. 自然環境の保全 ～自然とその恵みにあふれたまち～ .....	36
3. 循環型社会の形成 ～ごみを減らし資源を有効に使うまち～ .....	39
4. 脱炭素社会の構築～エネルギーを上手に活用するまち～ .....	42
5. 協働・連携・環境保全活動～みんなが一体となって行動するまち～ .....	46
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	49
1. 計画の推進体制 .....	50
2. 計画の進捗管理 .....	50
<b>資料編</b> .....	51
1. 門川町環境基本条例 .....	52
2. 門川町環境審議会規則 .....	57
3. 門川町環境審議会 委員名簿 .....	59
4. アンケート調査結果報告書 .....	61

# 第1章 計画の策定にあたって

---

1. 計画策定の背景
2. 環境を取り巻く現状の整理
3. 計画の趣旨及び位置づけ
4. 計画の対象区域
5. 計画の対象期間
6. 計画の基本理念
7. 計画の基本方針
8. 計画の主体・役割
9. 第1次計画の振り返り



## 1. 計画策定の背景

門川町では、平成 16 年 3 月に、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、門川町環境基本条例（以下、基本条例）を制定しました。

この条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる「門川町環境基本計画」を平成 25 年に策定しました。

計画の期間が令和 4 年度（2022 年度）までであることから、国内外の新たな動きを踏まえ、これまでの取り組みの成果や課題を見直し、第 2 次門川町環境基本計画（以下、本計画）を策定します。

## 2. 環境を取り巻く現状の整理

### (1) 世界の動向

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、すべての国が関わって取り組むべき国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs は、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でより良い世界を目指すことを目標としており、水資源やエネルギー、気候変動などの環境に関する課題だけでなく、貧困や飢餓、教育や平和など、幅広い課題に関する 17 項目のゴール（目標）・169 のターゲット（達成基準）によって構成されています。

また、地球温暖化による近年の気候変動が、海面水位の変化や洪水、干ばつなど様々な形で人々の世界に脅威を与え始めているなかで、「京都議定書」に代わる新たな枠組を構築するため、平成 27 年（2015 年）にフランスで行われた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の新たな法的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力をする」ことを世界共通の長期目標として掲げ、地球温暖化対策のより一層の強化を求めています。

### (2) 国の動向

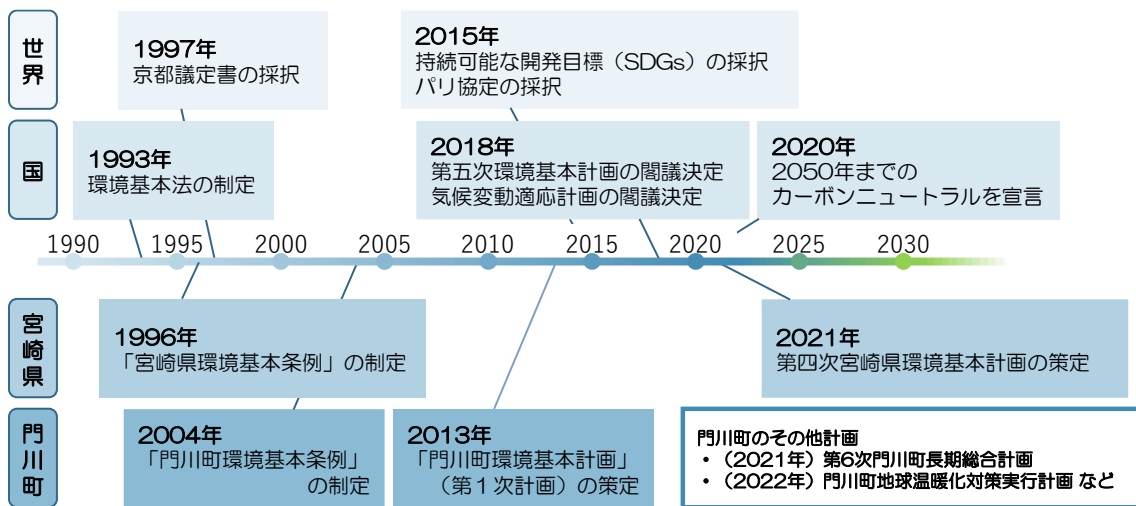
国は、多様化・複雑化する環境問題に対しその保全に向けた枠組を示すため、平成 5 年（1993 年）11 月に「環境基本法」を制定し、翌平成 6 年（1994 年）12 月には、環境基本法第 15 条に基づく環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、環境基本計画を策定しました。この環境基本計画は約 6 年ごとに見直しが行われており、平成 30 年（2018 年）4 月には「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。第五次環境基本計画においては、SDGs やパリ協定などの国際的な潮流と国が抱える課題を鑑み、今後の環境政策の展開の基本的な考え方を示すとともに、各地域が自立・分散型の社会を形成し地域資源などを補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造や、環境政策によるあらゆる観点からの

イノベーション創出、経済・社会課題の同時解決への取り組みなどを提唱しています。

また、温室効果ガスの排出削減、及び気候変動の影響による被害の回避・軽減を推進するため、平成30年（2018年）6月には「気候変動適応法」が公布され、同年11月には気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。令和2年（2020年）10月には、国の方針として「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」脱炭素社会の実現を目指すことが表明され、達成のため、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが活発化しています。

(3) 県の動向

宮崎県は、令和3年（2021年）3月に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」において、「ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき」を目指すべき環境像とし、SDGsやグリーンリカバリーの視点に立った施策展開、持続可能な地域づくり、気候変動やプラスチックごみなどの国際的な課題への重点的な取り組みを通して、宮崎県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できるような社会の構築を目指しています。



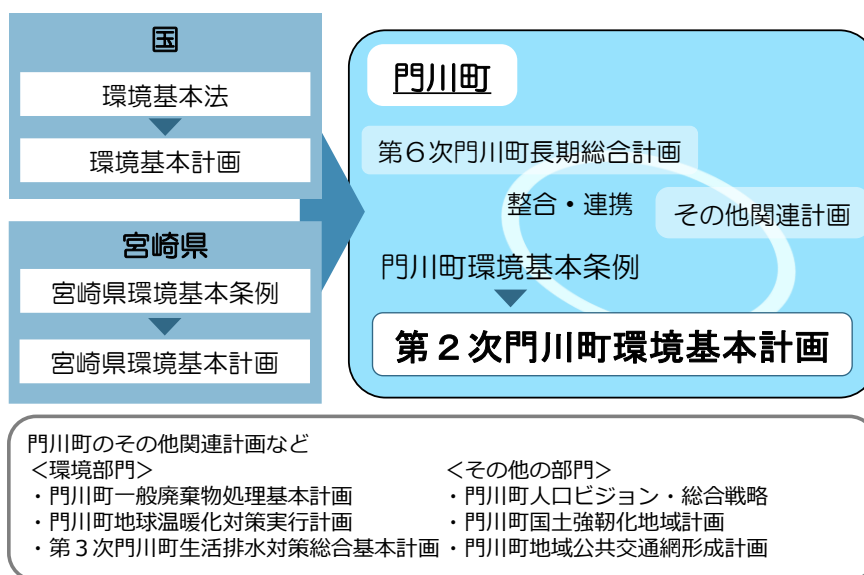
環境に関する動向（世界・国・宮崎県・門川町）

### 3. 計画の趣旨及び位置づけ

環境基本計画は、基本条例の第8条に基づき策定するもので、本町の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な考え方を定めるものです。

なお、策定に当たっては、「第6次門川町長期総合計画」などの関連計画と整合を図りつつ、各関係機関と連携をとりながら、町民にわかりやすい計画とします。

また、本計画は、町民、団体、事業者、行政などの各主体が果たすべき役割や取り組みの方向性を示すことにより、それぞれが一体となった取り組みの推進を目指します。



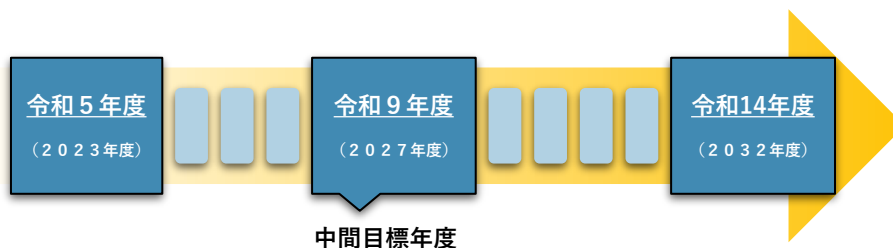
### 4. 計画の対象区域

対象となる区域は、門川町全域とします。

地球環境問題や河川の水質汚濁、廃棄物の処理、森林保全などの広域的な問題の対応については、近隣自治体、国、県との連携を図ります。

### 5. 計画の対象期間

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）の10ヵ年間とし、中間目標年度を令和9年度とします。社会情勢や関連法令などに変化が生じた際は、必要に応じて内容の見直しを行います。



## 6. 計画の基本理念

基本条例第3条の「基本理念」に基づき、本計画においても環境の保全を行う上での基本理念として以下の3つを掲げます。

<基本条例第3条>

1.	町民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること。
2.	公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みを行うこと。
3.	地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

## 7. 計画の基本方針

本計画は、基本条例第7条の「施策の策定等に関する基本方針」に基づき、総合的かつ計画的に推進します。

<基本条例第7条>

1.	町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等その他の環境の自然的構成の要素が良好な状態に保持されること。
2.	生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境がその地域の特性に応じた自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
3.	人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の創造、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産が保全されること。
4.	廃棄物の減量及び適正処理を進め、資源の循環的な利活用を促進するとともに、エネルギーの有効な活用が図られること。
5.	地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献できること。
6.	その他環境への負荷の低減が図られること。

## 8. 計画の主体・役割

門川町の目指す環境像の実現のためには、町民、事業者、行政の各主体が、基本条例の第4条～第6条に示すそれぞれの責務を踏まえて互いに連携・協働し、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の低減、環境の保全及び創造に努め、よりよい環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。

<基本条例第4条～第6条>

### 町の責務

町は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 町民の責務

- 1 町民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境の負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### 事業者の責務

- 1 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減及び廃棄物の減量、資源物の再利用による環境への負荷の低減等その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。



## 9. 第1次計画の振り返り

第1次門川町環境基本計画（平成25年度～令和4年度）における施策内容と、現在の達成状況などは以下のとおりです。

第1次計画における施策内容・現在の達成状況など  
 (状況：“◎”実施済み、“○”実施中、“×”未実施)

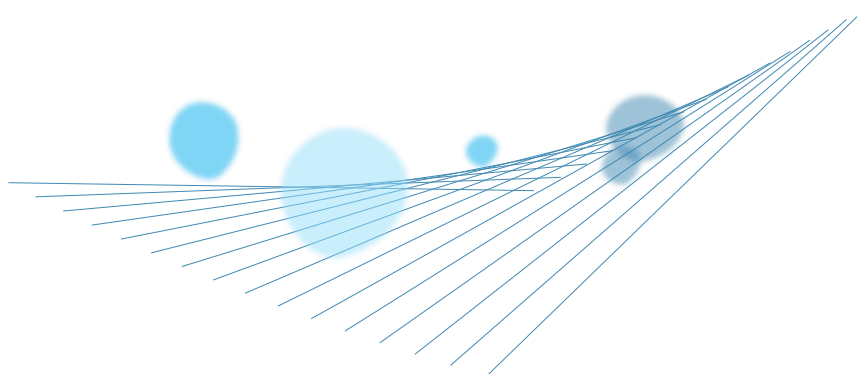
施策	状況	詳細
海・山・川の豊かな自然環境の保全を推進するため、関係機関との連携を図る組織づくりや町民の意識高揚に努めます。	◎	五十鈴川流域森と水を守る協議会などを通じて、広報活動や補助事業を実施しました。また、町民に向けて、環境に関する講演及び水辺調査を実施しました。
し尿処理は、当面は現在の施設を維持し、適正な処理水の放流を行います。	◎	施設は老朽化が進んでいますが、維持管理を行いながら、環境基準以内で適正に処理水を放流しています。
良好な都市空間の形成を図るため、環境の保全や都市景観にも配慮しつつ、既存都市施設の適正な維持管理に努めます。	◎	平成30年度に門川町景観計画を策定し、景観形成の基本方針を定めました。また、道路・公園などの都市施設の適正な維持管理に努めました。
公害防止などの観点から工場の集団化を促進します。	×	工業団地の整備は行っておらず、民間開発用地への立地状況を注視している状況です。
町民は、省エネ性能の高い商品選択に努めるなど、自主的・積極的に環境保全行動に取り組みます。	◎	町民アンケート結果では、「省エネ型家電や照明器具を使う」割合が85.5%と高く、取り組みが進んでいます。
大気汚染については、公害防止協定に基づき大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設等の指導を継続します。	◎	衛生センターについて、毎年ばい煙測定を実施しています。
大気に関する環境基準達成等については、宮崎県の評価を注視していきます。	◎	宮崎県の令和3年度「大気及び水質の測定結果」によると、「一部の測定項目で環境基準を超えた測定局・地点があったものの、おおむね良好な状況」でした。毎年、宮崎県主催の光化学オキシダント情報伝達訓練に参加し、注意報などの発令後、すぐに関係施設へ連絡を取れる体制にしています。
自動車などの粒子状物質や窒素酸化物の排出抑制のための、低排出ガス自動車の普及促進に努めます。	×	低排出ガス自動車の普及促進については、税制優遇制度があり、町としての普及促進は実施しませんでした。
水質汚濁は水質汚濁防止法に基づき、河川海域の類型指定による水質目標値達成の水質測定を継続します。	◎	水質汚濁防止法に基づき、毎年、町内の河川海域33地点において11項目の水質測定を実施しています。
水質汚濁防止法にかかる事業所や公害防止協定等に基づく事業所の指導を継続していきます。	◎	公害防止協定を締結している事業所から水質検査結果報告を受けています。また、問題のある飲食業などの排水について、指導を行っています。
水質汚濁にかかる生活排水対策は、合併処理浄化槽等の設置促進並びに適正な維持管理に向けた取組を推進します。	◎	国・県の交付金を活用し、合併処理浄化槽の普及促進に取り組んでいます。

施策	状況	詳細
建替更新等のある町営の団地にあつては、合併処理浄化槽の設置を行い、環境改善を図っていきます。	○	合併浄化槽設置率 54.89%
水産資源の適正な維持管理のため、つくり育て、管理する漁業の振興を図ります。	◎	漁業の主となる魚種が減少しており、放流事業（イセエビ、ヒラメ、クルマエビ）を継続して実施しています。
内水面漁業においては、水産資源の保護・増殖に努めます。	◎	アユ・ヤマメ・ウナギなど、昔から生息していた生物が減少しており、放流事業（アユ、ヤマメ、モクズガニ）を継続して実施しています。
「町の鳥」国指定天然記念物カムリウミスズメの生態系の保護啓発を推進します。	◎	町内の小中学生に保護啓発冊子を配布しているほか、ポスターを作成し、渡船業に貼ってもらうことで、釣り客に対し、ごみの持ち帰りを促しました。枇榔島での個体数は安定しています。
美郷町北郷区と連携を図り、森林の保全と河川や海域、海岸の自然環境の保全活動組織づくりを推進します。	◎	五十鈴川流域森と水を守る協議会において、美郷町北郷区と連携を図り、普及啓発活動を継続しています。
農林漁業の一次産業と自然や生物のかわりについて研究を進め、産業と自然や生物が共生する保全対策に努めます。	◎	海底清掃や食害生物の駆除など専門家にも意見を伺いながら、より良い漁場整備に取り組んでいます。また、メジロ捕獲の取締り（パトロール）を実施しています。
市街化調整区域においては、農林業との健全な調和を保ちます。	◎	市街化調整区域において農地転用の申請があった場合、付近の農地への悪影響がないかなどを定例総会で審議を行い、県へ進達しています。 牧山での下刈り、間伐で景観の保全に取り組んでいます。
地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的な広域的機能を発揮するため、地域に応じた森林づくりを促進します。	◎	植林や下刈りの森林整備を支援し、森林づくりを進めています。
学校、民間団体と連携し、自然や歴史遺産などの貴重な文化財の保護と有効な活用を努めます。	◎	未指定であった有形文化財を掘り起こし、修復を行い、県指定文化財に指定されました。また、文化財についての理解を高めるため、出前講座の実施や保護啓発冊子の配布を行いました。
環境の負荷の軽減と資源の循環的な利用を推進します。	◎	平成 26 年度より、プラスチックごみの分別収集を始めているほか、資源物集積所に町民による分別指導員を設けています。また、地区団体などによる資源物の回収実績に対して奨励金を支払っています。
化石資源以外の動植物由来の有機物であるバイオマスの研究やクリーンエネルギーの導入などにより、エネルギー消費量の軽減を図ります。	◎	売却できない伐採木をバイオマスとして有効活用しています。 地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）（令和 4 年度～令和 13 年度）に基づき、温室効果ガス、エネルギー消費量の削減に向けて取り組み、地球温暖化の防止に努めています。
一般廃棄物の排出抑制、再利用、リサイクルなど「ごみからの資源」を基本とした廃棄物の循環型社会の構築を目指します。	◎	平成 26 年度より、プラスチックごみの分別収集を始めているほか、資源物集積所に町民による分別指導員を設けています。また、地区団体などによる資源物の回収実績に対して奨励金を支払っています。

施策	状況	詳細
町民は、過剰包装の抑制などごみの減量化を促進し、廃棄物の再利用、リサイクルの促進を行い、資源を大切にします。	◎	町民に、水切りパックやエコパック、ドギーパックを配布し普及啓発を行いました。町民アンケート結果では、「ごみを正しく分別し、リサイクルをこころがけている」割合が99.6%と多くなっていました。
循環型社会の実現を目指し、リサイクル体制を確立し、更なるごみ分別に努めます。	◎	平成26年4月よりプラスチック製容器包装の分別を開始しました。
生ごみの資源利活用と廃食油のエネルギー化等バイオマスの調査研究に努めます。	◎	平成26年、27年度に宮崎段ボールコンポストネットワーク門川支部に対し、まちづくりプレーヤー事業補助を交付し支援しました。また日本有機資源協会の会員となり、調査研究をしています。
廃棄物の動向、リサイクル施設の処理量や処理内容を含め、廃棄物の減量化や資源化等、ごみの分別方法や有料化を検討します。	◎	一般廃棄物の焼却、リサイクルなどに関しては日向東白杵圏域で取り組んでおり、資源化や有料化について協議を行い、プラスチック製容器包装のリサイクルに取り組むこととしました。
森林の持つ広域的機能の発揮や林業の活性化を図ります。	◎	森林環境譲与税を活用し、管理されていない森林の整備や林業に従事する作業員への支援及び担い手確保対策に取り組んでいます。
本町の豊かな自然を生かした観光振興をすすめ、観光地としての魅力をさらに高めるための観光地整備を進めて行きます。	◎	乙島をはじめとした豊かな自然資源を生かし、環境に配慮した観光地整備を行っています。
町は、「門川地域新エネルギービジョン」、「門川町地域省エネルギービジョン」に基づき、温室効果ガス排出抑制のためのモデルとなります。	◎	新エネルギービジョンでは乙島に太陽光発電を設置し、トイレの照明に活用するなど、新エネルギー発電設備導入の検討・設置などを行いました。省エネルギービジョンでは、役場旧庁舎の空調設備老朽化に伴い、高効率仕様の設備を導入するなど、電気使用量や燃料使用量の削減が見込める設備導入の検討・設置などを行いました。(それぞれ計画期間は終了)
町は、太陽光発電の普及・啓発と化石燃料にかわるバイオマス燃料の利活用について、研究に取り組みます。	◎	売却できない伐採木をバイオマスとして有効活用しています。 心の杜温泉のペレットボイラーについては、木質チップの高騰やボイラー修繕費の増大により、令和2年度に廃止しました。
事業者は、自主的に温室効果ガス削減計画を作成し、生産性の向上や輸送の効率化に努めるスタイルへ転換を求めています。	◎	特定事業所排出者は、温室効果ガス排出抑制計画書を宮崎県に提出しています。
町民は、日常生活の中で、照明や冷暖房などの過剰使用を控えます。	◎	町民アンケート結果では、「電気やガス、水を無駄遣いせず、省エネに努めている」割合が94.1%と多くなっていました。
町民は、エコドライブの実践や自転車を活用し、エネルギーの節約に努めます。	◎	町民アンケート結果では、「アイドリングストップなど、エコドライブを実施する」割合が82.0%と多くなっていました。

施策	状況	詳細
一般廃棄物の広域的な施設整備計画を推進し、適正処理と施設の管理に努めます。	◎	ごみ焼却施設維持管理運営及び新たな最終処分場建設に向けた広域的な施設整備計画については、日向東白杵広域連合構成市町村において、推進できています。 また、ごみ処理の中間中継施設として、清掃工場の適切な管理運営に努めています。 し尿処理施設については、県が主体となり宮崎県における汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」策定検討会が適宜開催されており、本町としては、現施設の老朽化から単独での管理運営を選択しています。
町は、町民に対し国及び県からの情報を提供します。	◎	合併浄化槽補助事業など、町広報やホームページの啓発に努めました。しかし、国及び県からの情報については、特に町民にお知らせするほどの内容はありませんでした。
畜産事業所からの悪臭については、関係機関との連携を図り、適正な処理対策と新技術等の導入を図りながら臭気緩和対策に努めます。	◎	定期的に臭気対策会議を行っており、令和4年7月からは新しい臭気対策薬を導入しました。
その他の悪臭発生については、立ち入りを行い指導していきます。	◎	悪臭の苦情があった場合には、現場確認し状況を判断したうえで、所有者へ通知文を出し、対応しています。
騒音規制法に基づく規制地域における町の条例規制基準により監視を継続し、生活騒音については立ち入りを行い指導します。	◎	騒音の苦情があった場合には、現場確認し状況を判断したうえで、所有者へ通知文を出し、対応しています。
最終処分施設の広域的な整備と維持管理体制の確立を目指します。	◎	令和13年度には、現在使用している日向市一般廃棄物最終処分場が埋立終了となる見込みであることから、新たな広域最終処分場建設のための候補地選定などを進めています。なお、広域的な整備と維持管理体制確立のため、広域連合が開催する会議に出席をしました。
可燃ごみは広域連合施設により焼却処分し、不燃ごみは民間の施設を有効活用した処理を行います。	◎	可燃ごみは広域連合の清掃センターで焼却処分し、不燃ごみは民間の施設で中間処理を行い、日向市の最終処分場で埋設しています。
埋立地と休止中の焼却施設の適正な処置の研究を進めます。	○	今後も引き続き検討を行います。

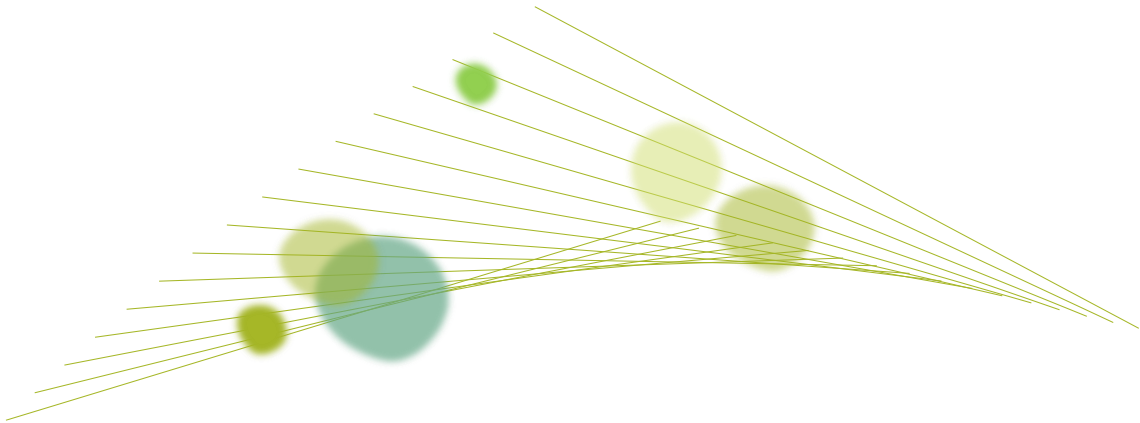
※各施策カテゴリ間で施策内容が重複するものについては1つにまとめています。



## 第2章 地域の概況

---

1. 自然環境
2. 社会環境
3. 生活環境



## 1. 自然環境

### (1) 地形

門川町（以下、本町）は宮崎県の北部に位置し、東臼杵郡に属しています。北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面しています。東西約32km、南北約8kmに及び、総面積は120.4 km<sup>2</sup>で、宮崎県の総面積の約1.6%を占めています。町の機能は主要道路が通る東側の平野部に集中する一方で、西側は豊かな山林となっており、豊かな自然に恵まれたまちです。



門川町の位置

### (2) 自然環境

沿岸部の岩礁は、柱状節理（柱を重ねたような形状の柱状岩）で構成されており、海岸部はリアス式海岸となっています。また、谷ノ山地区、牧山地区、乙島、枇榔島の区域は、日豊海岸国定公園となっています。

### (3) 河川・水辺

本町の河川は、美郷町北郷区を源とし町域の東西を貫く清流五十鈴川のほか、小河川として鳴子川、丸山川、丸バエ川などがあり、これらの川は自然の多様な生物環境や産業文化を育んでいます。五十鈴川については48kmの長さに及び、流域に沿って西の山間部から東の平野部へと地形が変化し、四季の変化に富んだ風光明媚な景観を呈しています。



### (4) 動植物

日向灘沖に浮かぶ枇榔島は、国の天然記念物に指定されているカンムリウミスズメやカラスバトの生息地となっており、特にカンムリウミスズメは、枇榔島を最大の繁殖地としていることで知られています。

五十鈴川流域や鳴子川流域の地域にはスギ、ヒノキなどの針葉樹林やシイ、カシなどの広

葉樹林が多くなっています。森林は、治山や水源涵養、二酸化炭素吸収、里山に生息する野生生物や植物などの保全に寄与するほか、沿海域の魚類の生育保全に大きな役割を果たしています。

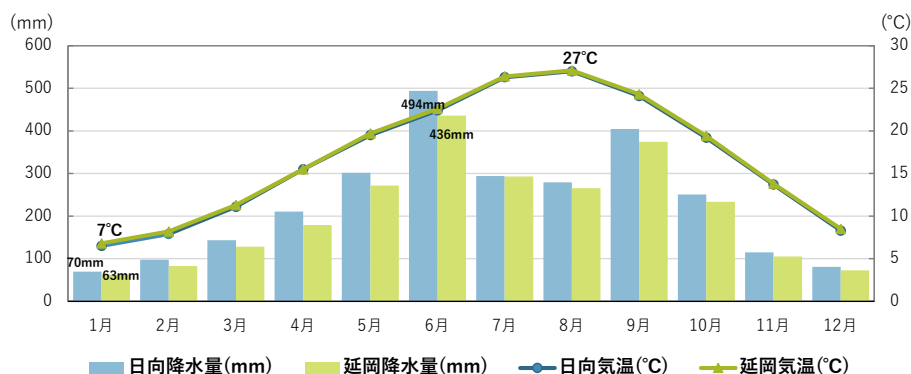
本町の沿岸部は、性質の異なる2つの海流が交わる場所に位置していることに加え、岩礁や砂地など、様々な生態系の方が集約されていることもあり、魚類の多様性に恵まれています。

### (5) 気候

本町は暖温帯に属し、なかでも沿岸の平野部は温暖な気候となっています。年平均気温はおよそ17°C、月平均降水量はおよそ200mmとなっています。

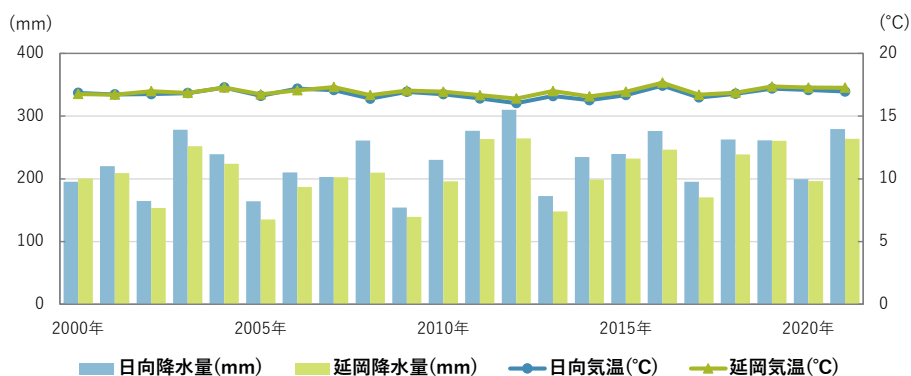
月平均気温・降水量（2000年～2021年の平均）

出典：気象庁 HP



年平均気温・降水量（2000年～2021年）

出典：気象庁 HP



※近隣観測地点のデータを参照しています。

## 2. 社会環境

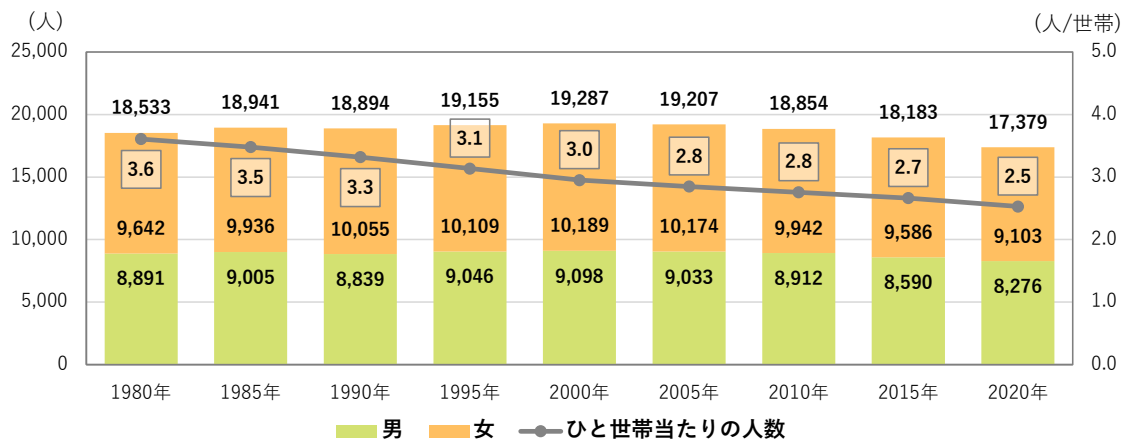
### (1) 人口・世帯数

本町の1980年以降の総人口をみると、2000年にピークを迎えて以降、近年は減少傾向にあり、2020年は17,379人となっています。世帯数は増加傾向にあるため、ひと世帯当たりの人数は年々減少しています。

本町の年齢3区分別人口の推移をみると、総人口に対する老年人口の割合（高齢化率）は年々増加しており、2020年には34.3%と、国全体（28.0%、令和2年度国勢調査より）と比較して高齢化が進行しています。

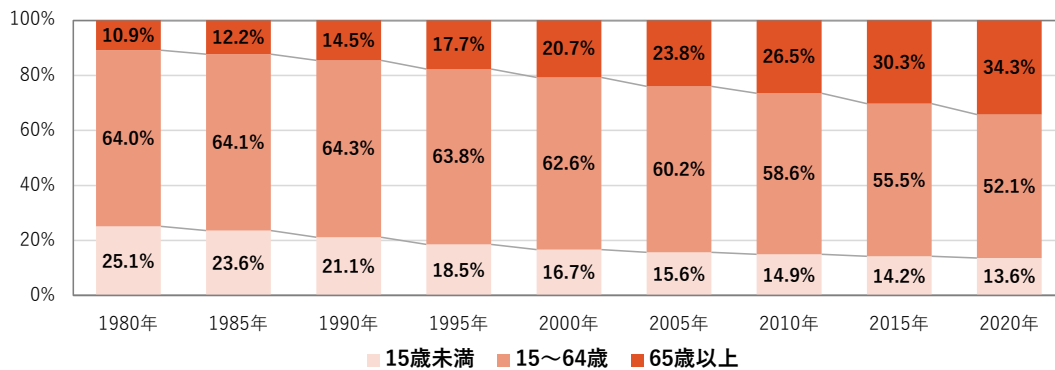
人口とひと世帯当たりの人数の推移（1980年～2020年）

出典：国勢調査



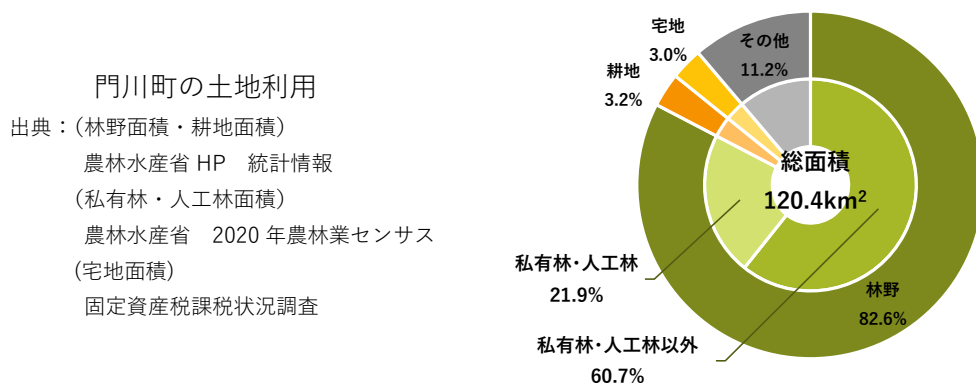
総人口に対する各年齢層の比率の推移（1980年～2020年）

出典：国勢調査



## (2) 土地利用

本町の土地利用のほとんどは林野(99.5 km<sup>2</sup>)で、本町の総面積(120.4 km<sup>2</sup>)に対し、82.6%を占めており、そのうち私有林・人工林の面積は26.4 km<sup>2</sup>となっています。また、耕地面積は3.8 km<sup>2</sup>(3.2%)、宅地面積は3.6 km<sup>2</sup>(3.0%)となっています。



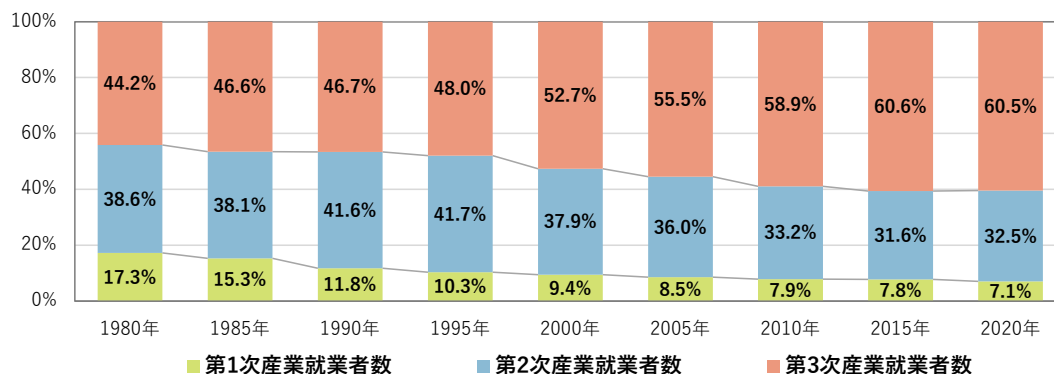
## (3) 産業構造

本町の産業別就業者数をみると、第3次産業就業者が最も多く、第1次および第2次産業就業者が占める割合は年々減少しています。

農林業においては、担い手の減少や高齢化に加え、森林や農地の荒廃が心配されています。

産業別就業者数の比率の推移 (1980年～2020年)

出典：国勢調査



## (4) 交通

主な交通基盤として JR 日豊本線、国道 10 号、東九州自動車道があり、それぞれ町の平野部を縦貫しています。東西に延びる国道 388 号線は美郷町へ通じています。その他、路線バスが 1 社により 2 路線運行されているほか、タクシーや貸切バス、スクールバスなどの移動サービスが運用されています。

また、快適な交通環境の形成には周辺自治体との協力が必要不可欠であるため、「日向・東臼杵地域公共交通網形成計画」に則り、広域連携を推進しています。

### 3. 生活環境

#### (1) 水質

本町では、門川町水道事業水質検査計画を策定し、水道法に基づいた水道水の水質検査などを実施しているほか、水質汚濁防止法に基づいた特定施設および環境水域のモニタリングを実施しており、年度ごとに検査結果を公表しています。令和3年度の各検査結果は以下のとおりです。

#### 【上水道および簡易水道の水質】

- ・上水道および簡易水道（上井野地区および大原地区）の水質は、全ての測定項目で水質基準を満足していました。

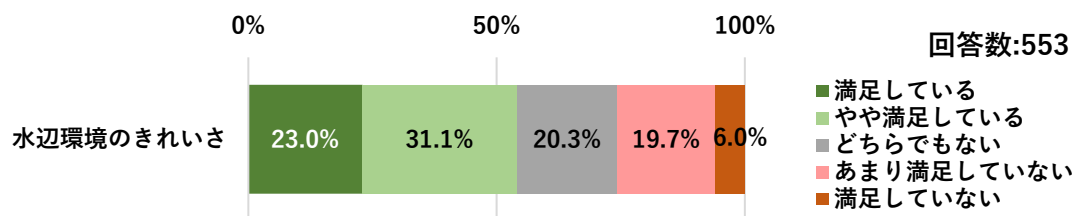
#### 【河川および底質】

- ・河川水質は、五十鈴橋や鳴子橋などの地点で年に4度（令和3年度は6月、8月および10月に6地点、2月に13地点）、調査を実施しています。春季～秋季を中心に大腸菌群数の環境基準超過が多く見られ、年度全体の採水数のうち半数以上で超過しています。着色や臭気が観測されている河川もあり、改善が必要です。
- ・底質の結果には異常は認められませんでした。

本計画の策定にあたり実施したアンケートでは、近隣の小河川の水質や臭いなどに対して数多くのご意見をいただきました。

「空気のきれいさ」や「みどりの豊かさ」などへの満足度に関する設問では、「水辺環境のきれいさ」への不満度が最も高く、“満足していない”ないし“あまり満足していない”と回答した方は全体の25.7%となっています。水質検査などによる監視をこれからも徹底して継続していくと同時に、合併処理浄化槽の設置などを促進することで水質の改善を図る必要があります。

「水辺環境のきれいさ」への満足度に対する回答（町民アンケート）



【海域】

- ・乙島西海域や五十鈴川河口などの地点で年に3度（令和3年度は5月および1月に4地点、9月に14地点）、調査を実施しています。9月の調査において、溶存酸素（DO）や化学的酸素要求量（COD）、大腸菌群数の結果に環境基準の超過が見られました。

【水浴場水質】

- ・松瀬や上井野など8つの地点で年に1度、調査を実施しています。水浴場水質判定基準によると、調査地点の水質の判定は“AA”～“A”でした。

【一般廃棄物処理施設など】

- ・門川町衛生センターの処理水質分析結果において、排水基準を超過した測定項目はありませんでした。
- ・門川町清掃工場最終処分場の処理水質分析結果において、7月と3月に浮遊物質量（SS）の排水基準超過が見られました。
- ・上納屋地区污水处理施設および尾末東地区污水处理施設の処理水質分析結果において、排水基準を超過した測定項目はありませんでした。

【ゴルフ場跡地】

- ・2地点で年に2度（令和3年度は10月および2月）、調査を実施しています。水質分析結果に異常は認められませんでした。



しらうお漁

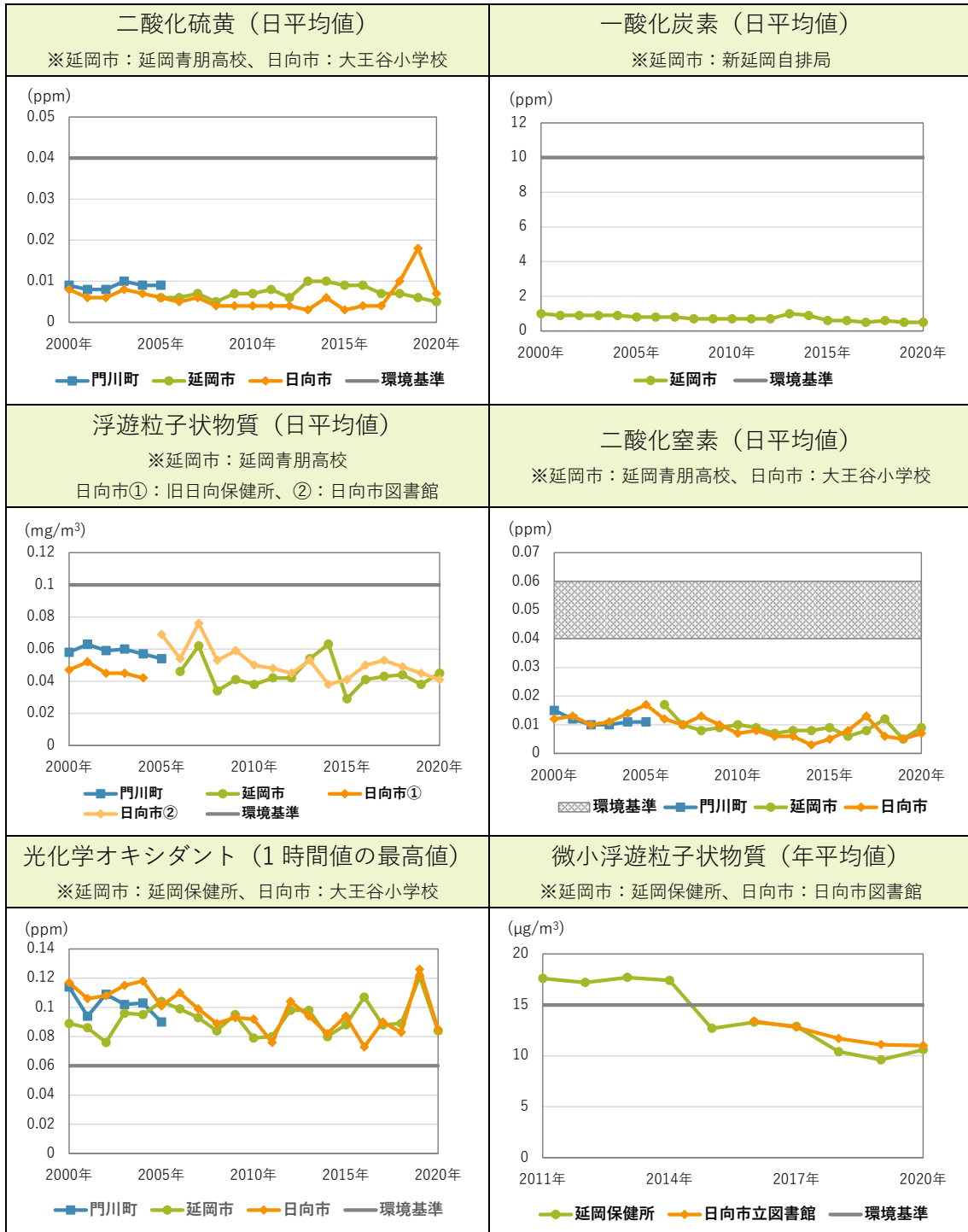
## (2) 大気

大気汚染防止法に基づき、全国の測定局で大気汚染物質の常時監視が行われており、本町内でも2005年頃まで測定が行われていました。環境基準が設定されている大気汚染物質の、本町内および近隣の測定局における監視結果（2000～2020年）は以下のとおりです。

<b>【二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）】</b>
刺激臭のある人体に有害な物質で、酸性雨の原因物質のひとつです。自然由来のものは主に火山活動や温泉地帯から、人為的なものは主に硫黄を含む燃料を燃やすことで発生します。 過去約10年の監視では、ほぼ全ての期間で環境基準を満足しており、基準の超過が見られたのは日向市内測定局における1時間のみでした。同時期（2019年11月）には桜島にて爆発的噴火が発生しており、測定結果に影響したものと考えられます。
<b>【一酸化炭素（CO）】</b>
火災やストーブ類の不適切な使用など、不完全燃焼が生じた際に発生します。酸素よりも優先して赤血球と結びつくため、吸引するとめまいや頭痛などの中毒が発生します。 延岡市内自排局（自動車排ガス測定局）における測定では、全ての期間で環境基準を満足しています。
<b>【浮遊粒子状物質（SPM）】</b>
大気中に浮遊する10 μm以下の粒子状物質で、吸引することで呼吸器系器官に悪影響を与える可能性があります。 2007年及び2009年に、年間4～9時間ほどの期間で環境基準の超過が見られますが、その他の期間では環境基準を満足しています。
<b>【二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）】</b>
刺激臭のある人体に有害な物質で、酸性雨の原因物質のひとつです。ものを燃やした時、空気中の窒素が酸化されることが原因で発生します。 過去約10年間の監視では、全ての期間で環境基準を満足しています。
<b>【光化学オキシダント（Ox）】</b>
車両や工場、家庭、植生などから発生した揮発性有機化合物（VOC）が、太陽光により窒素酸化物（NOx）と反応することで発生します。吸引すると、目やのどの痛み、頭痛などが発生します。 過去約10年間の監視では、全ての期間（昼間）で環境基準を超過しています。光化学オキシダントの環境基準達成状況は全国的にも低く、「令和4年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）によると、達成率は一般排出測定局で0.2%、自動車排ガス測定局で0%と低い水準となっています。
<b>【微小浮遊粒子状物質（PM2.5）】</b>
大気中に浮遊する2.5 μm以下の粒子状物質で、非常に小さいため呼吸器系器官の奥まで到達しやすく、健康に悪影響を与える可能性があります。 近隣の測定局では2014年まで環境基準を超過していましたが、2015年以降では年間で98.9～100%の達成率となっています。

町内および近隣測定局における大気汚染物質観測状況  
(2000年～2020年、微小浮遊粒子状物質のみ2011年～2020年)

出典：国立環境研究所



※上記のグラフのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小浮遊粒子状物質については、環境基準における環境上の条件の一部と比較を行っています。

### (3) 騒音・振動

騒音は、人にとって好ましくない音であり、交通や建設工事によるものなど、日常生活と密接な関係があります。また、振動については、人為的原因による振動が生活空間に伝わると、不快感や物的被害を与える可能性があります。

宮崎県では、本町を含む9市10町において、騒音に係る環境基準の類型指定を行っています。2021年版 宮崎県環境白書によると、町内を縦貫している一般国道10号において、2020年度に近傍地域（延岡市内・日向市内3地点）で実施された騒音測定では、昼間の環境基準達成率は100%、夜間は92～100%でした。

本計画の策定にあたり実施したアンケートでも、夜間に車やバイクが通行した際の騒音などに対して数多くのご意見をいただきました。適切な監視・啓発などを実施し、発生を抑制していく必要があります。



**(4) 悪臭**

悪臭とは、人にとって不快な臭気を指します。宮崎県の集計によると、典型7公害のなかで、悪臭による苦情件数は大気汚染と並んで最も多い部類であり、発生源の業種としては牧畜・養豚・養鶏場が最も多く、次いで農林水産・鉱業となっています。悪臭による不快感に長期間、繰り返しさらされると、精神面にも悪影響を及ぼすといわれています。

本計画の策定にあたり実施したアンケートでは、野焼きや畜産などにより発生する悪臭に対して数多くのご意見をいただきました。適切な監視・啓発などを実施し、発生を抑制していく必要があります。

**(5) ダイオキシン類**

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却や化学物質の製造時に生成することがある物質です。難分解性のため排出されると環境に残留し、また強い毒性を有するため生体への悪影響が懸念されています。ダイオキシン類対策特別措置法により、一定規模以上の廃棄物焼却炉など、ダイオキシン類が発生し大気中へ排出する特定施設の排出ガスについては、排出基準が定められています。

宮崎県では、ダイオキシン類による環境汚染状況の常時監視や発生源検査を実施し、必要に応じて監視や改善命令などを行っています。宮崎県の環境白書によると、2014年に鳴子川にて水質および底質の測定が実施されており、結果は環境基準を満足していました。また、2010～2020年度に県内で実施されたダイオキシン類の測定については、全ての項目（大気、水質、底質、地下水、土壌）、および全ての地点で環境基準を満足する結果となっています。

## 鳴子川のダイオキシン類測定結果（2014年）

出典：2015年版 宮崎県環境白書

測定地点	カテゴリ	採取日	測定結果	
			水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
鳴子川（鳴子橋）	河川	2014年 11月12日	0.031	1.5
		環境基準	1	150

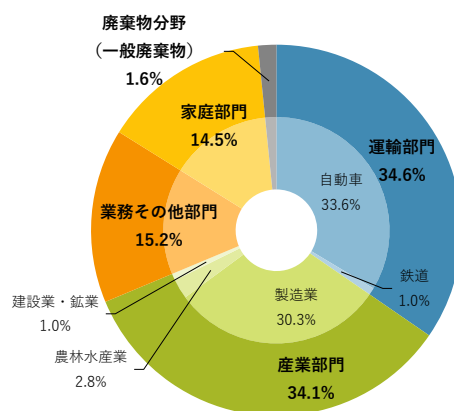
## (6) 温室効果ガス・エネルギー

本町における 2019 年度の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は 105 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、部門・分野別排出量をみると、運輸部門、産業部門が多く（それぞれ 36 千 t-CO<sub>2</sub>）、運輸部門については自動車が、産業部門については製造業がそのほとんどを占めています。

町内の電力使用量は年々減少傾向にあります。国内では固定価格買取制度 (FIT 制度) が 2012 年 7 月に開始しており、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入が進んでいます。町内においては太陽光発電によるものが中心で、発電電力量は年々増加しています。

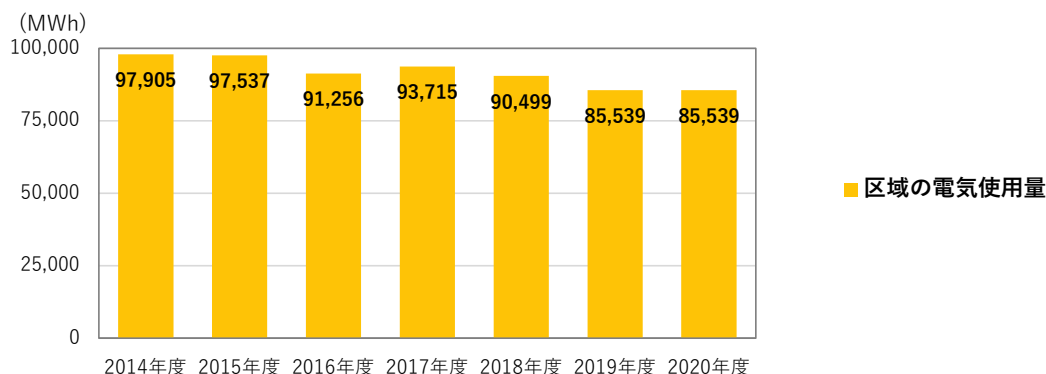
門川町の CO<sub>2</sub> 排出量 (2019 年)

出典：環境省 自治体排出量カルテ



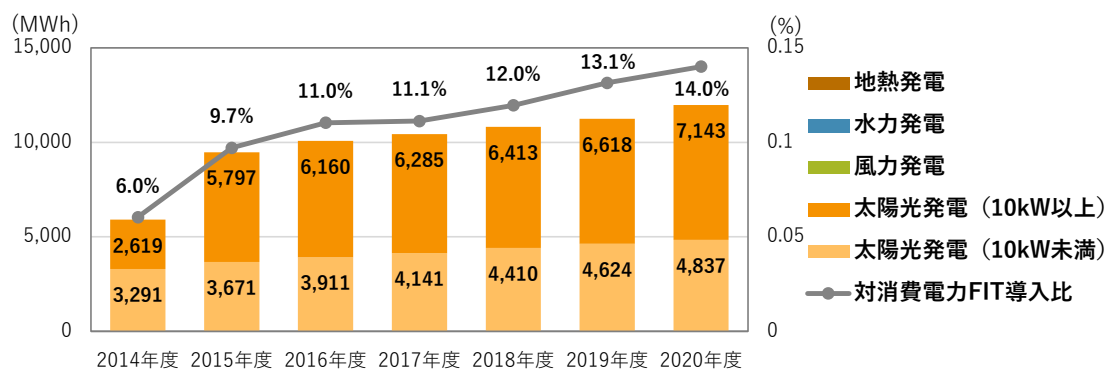
温室効果ガス排出量の部門・分野別構成比 (2014~2020 年)

出典：環境省 自治体排出量カルテ



本町の再生可能エネルギーによる発電電力量と消費電力量に対する割合 (2014~2020 年)

出典：環境省 自治体排出量カルテ



(7) 廃棄物

本町のごみ総排出量、1人1日当たりの排出量および最終処分量は、2013年まで着実に減少してきましたが、近年は横ばいの傾向となっています。

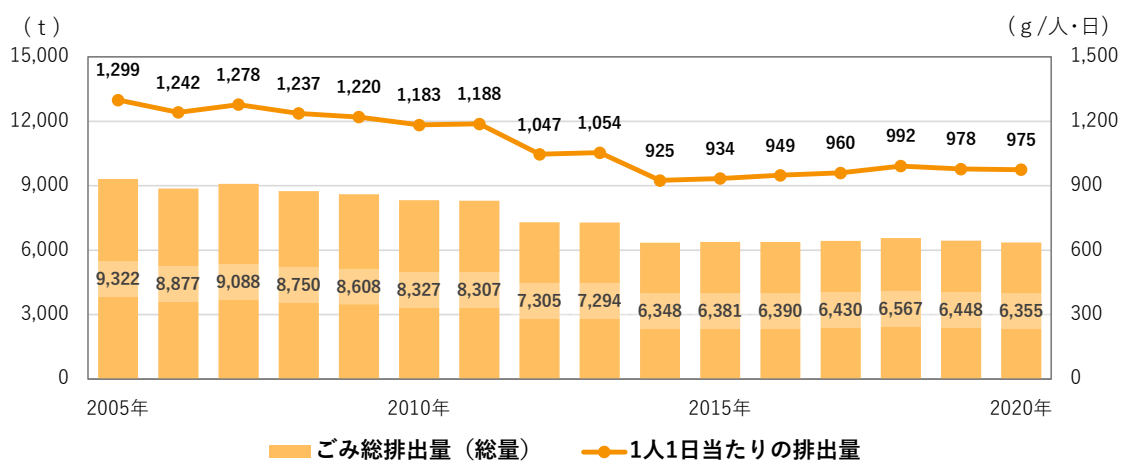
ごみのリサイクル率については、2014年まで増加傾向にありましたが近年は横ばいであり、2020年では前年より5ポイント程減少しています。リサイクル率の低下には、容器包装の低減やペーパーレス化などの社会的潮流も影響していると考えられます。

廃棄物に関する現況の概要（2020年度実績）

項目	2020年度実績
ごみ総排出量	6,355 t
1人1日当たりの排出量	975 g/人・日
最終処分量	693 t
ごみのリサイクル率	13.8%
生活排水処理率	73.0%

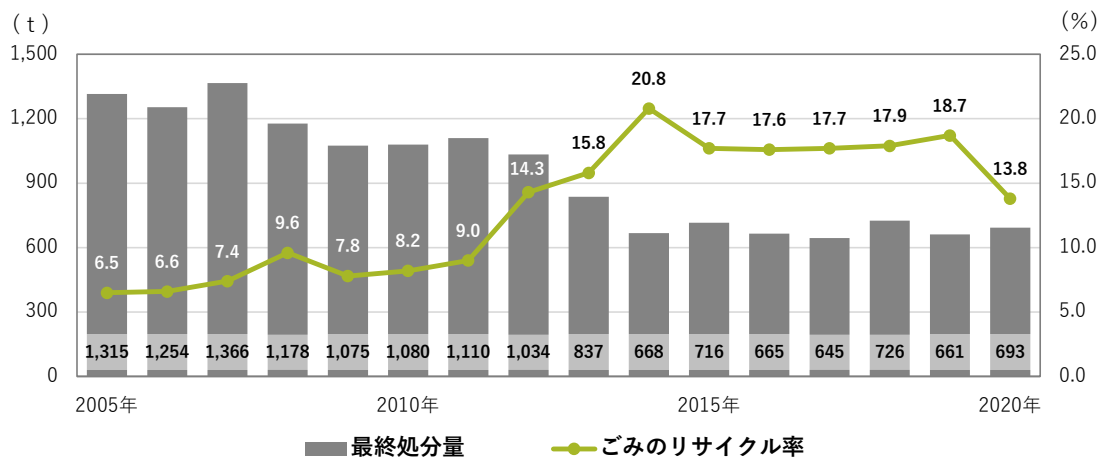
本町のごみ総排出量と1人1日当たりの排出量の遷移（2005年～2020年）

出典：環境省 廃棄物処理技術情報



### 本町の最終処分量とごみのリサイクル率の遷移（2005年～2020年）

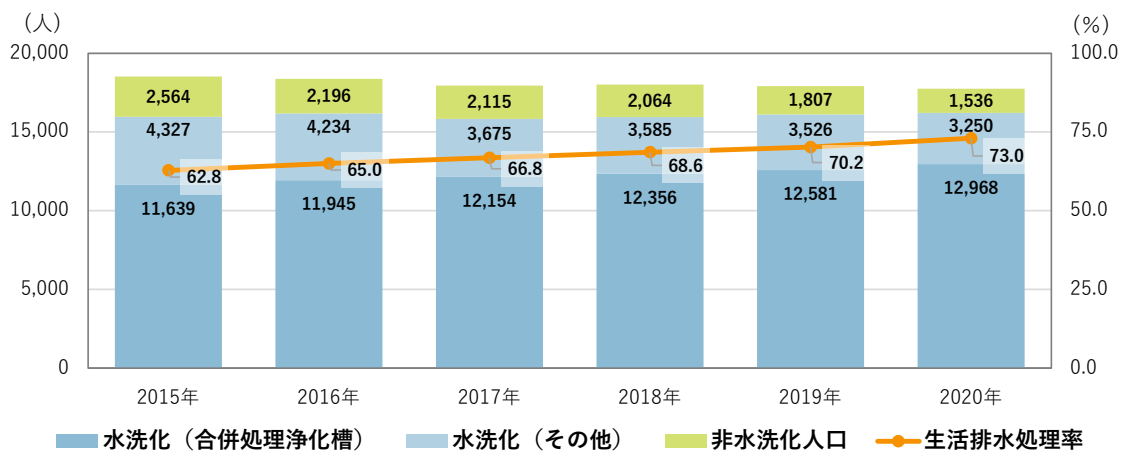
出典：環境省 廃棄物処理技術情報



本町の水洗化人口、および生活排水処理率は、年々増加傾向を維持しています。

### 本町の水洗化・非水洗化人口と生活排水処理率の遷移（2015年～2020年）

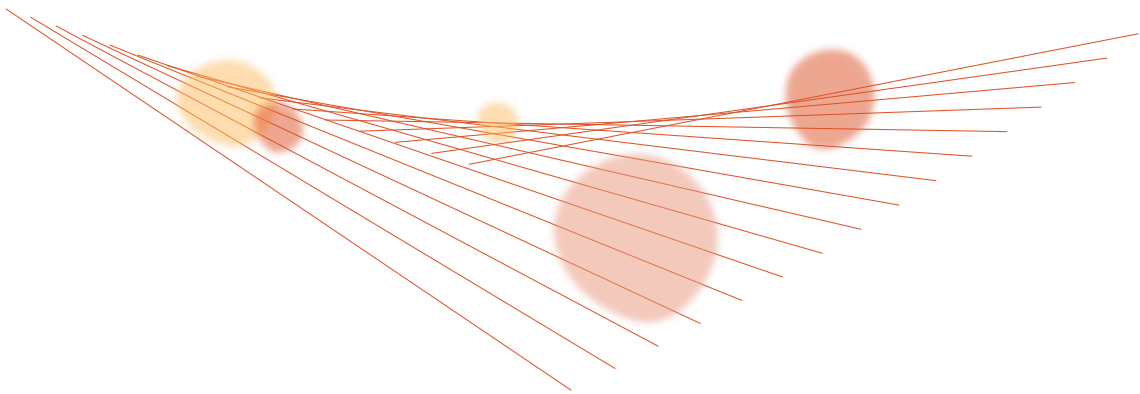
出典：門川町環境水道課 資料



## 第3章 計画の方向性

---

1. 基本理念
2. 目指すべき環境像
3. 基本方針



## 1. 基本理念

門川町は、青い空と紺碧の海、清流五十鈴川をはじめとする中小の川、緑豊かな大地からなり、豊かな恵みは古くから町民にその恵沢をもたらしてきました。

近年、地球温暖化の進行、生物多様性の消失、資源の枯渇をはじめとする全世界的な地球環境問題が進行しています。我が国においても、豊かな自然環境や快適な生活環境の保持、資源循環の推進など、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、新たな取組を展開していく必要があります。

町民すべての参加のもと、わたしたちの美しいふるさと門川町を後世に継承していくための基本理念（門川町環境基本条例第3条）を示します。

- 町民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること。
- 公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行うこと。
- 地球環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

## 2. 目指すべき環境像

前述の基本理念を踏まえた上で、本町の地域概況を鑑み目指すべき環境像を設定します。

目指すべき環境像

**人と自然が調和し、美しいふるさとを未来へつなぐまち かがわ**



### 3. 基本方針

5つの基本方針における意義および方向性は以下のとおりです。

各基本方針については、持続可能な開発目標（SDGs）と結び付けることで、環境や社会をより良くすることを目指します。

基本方針	対応する SDGs のゴール
<p>1. 生活環境の維持・向上 ～気持ちよく健やかに生活できるまち～</p> <p>町民の健康が保護され、生活環境が保全され、自然環境が適切な状態に保全されるよう、大気、水、土壌やその他の環境の自然的構成の要素が良好な状態を目指します。</p> <p>また、人と自然との豊かなふれあいを確保するため、緑の創造、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全を目指します。</p>	
<p>2. 自然環境の保全 ～自然とその恵みにあふれたまち～</p> <p>生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、そのほかの生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地などの多様な自然環境を、その地域の特性に応じた自然的・社会的条件に応じて体系的に保全することを目指します。</p>	
<p>3. 循環型社会の形成 ～ごみを減らし資源を有効に使うまち～</p> <p>廃棄物の減量、資源化や再利用などを推進するとともに、廃棄物処理の適正処理の推進、適切な管理などをおこない、資源の循環的な利活用の促進を目指します。</p>	
<p>4. 脱炭素社会の構築 ～エネルギーを上手に活用するまち～</p> <p>温室効果ガスを削減し、再生可能エネルギーの導入を進めることで2050年のカーボンニュートラル達成を目指します。</p>	
<p>5. 協働・連携・環境保全活動 ～みんなが一体となって行動するまち～</p> <p>町民、事業者、行政が一体となって環境保全への取り組みを進めるとともに、未来を担う子どもたちの環境意識の醸成を目指します。</p>	

## コラム

### 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs は、平成 27 年（2015 年）の 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。環境・経済・社会に関する課題を総合的に解決した、持続可能な門川町を実現するため、SDGs の達成を目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



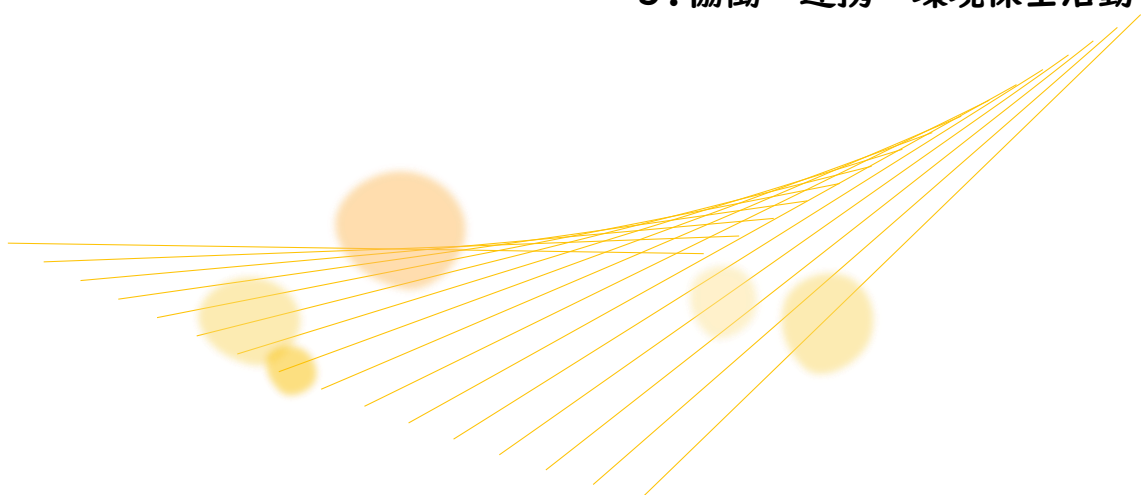
■SDGs 17 のゴール

出典：国際連合公報センター

## 第4章 具体的な取り組み

---

1. 生活環境の維持・向上
2. 自然環境の保全
3. 循環型社会の形成
4. 脱炭素社会の構築
5. 協働・連携・環境保全活動



## 施策の体系

目指すべき環境像

人と自然が調和し、美しいふるさとを未来へつなぐまち かどがわ



各項目の内容は、以下の3つに分けて記載しています。

町(行政)

の取り組み

町民

の役割

事業者

の役割

## 1. 生活環境の維持・向上～気持ちよく健やかに生活できるまち～



大気や水、騒音などといった環境は生活に密接に関係しており、健やかな生活の為に良好な状態に保たれていなければなりません。汚染源や排出源などの適切な管理、改善を通して、より住みよい門川町を目指します。また、人と自然との豊かなふれあいを確保するため、緑の創造、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の保全を目指します。

### 1-1. 環境の監視と保全

#### ■町の取り組み

施策	担当課
公害を防止するため、必要に応じて事業者に対し公害防止協定の締結を要請し、最善の公害防止対策を講じるように指導します。	環境水道課
県と連携して工場や事業所への立入調査を実施します。	環境水道課
開発行為については、環境保全に配慮するよう指導します。	建設課
不法投棄やごみなどの野焼きの発生を防止するため、啓発用看板による注意喚起・パトロールによる監視強化を行い、あわせて広報誌などで啓発を図ります。	環境水道課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
・ごみや刈り草などの適正処理による不法投棄や野焼きの回避	・公害防止対策に対する理解・協力 ・開発行為における環境配慮

## 1-2. 騒音・振動対策

### ■町の取り組み

施策	担当課
騒音規制法、振動規制法および門川町公害防止条例の適正な運用により、工場・事業場、建設工事から発生する騒音・振動を防止するとともに、必要に応じて適切な対策の実施を指導します。	環境水道課
門川町公害防止条例の適正な運用により、深夜営業店等からの騒音を防止するとともに、必要に応じて適切な防音対策の実施を指導します。	環境水道課
法律の規制を受けない小規模事業所や家庭から発生する冷暖房機器、楽器、ペットの鳴き声などの生活騒音について、マナー向上のための普及啓発に努めます。	環境水道課
国および県と連携し、道路交通騒音の状況把握に努め、計画的な道路整備を進めます。	建設課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・楽器やペットの鳴き声、車両通行音における近隣住民への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴う騒音・振動の管理・低減</li> </ul>

## 1-3. 大気環境の保全

### ■町の取り組み

施策	担当課
県等が測定する大気汚染物質の常時監視状況を確認し、注意報等発令時には迅速に町民に周知するなど健康被害の防止に努めます。	環境水道課
県と連携して、大気汚染については、公害防止協定に基づき大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設等の指導を継続します。	環境水道課
大気に関する環境基準達成などについては、近隣の測定局における観測状況および宮崎県の評価を注視していきます。	環境水道課
畜産事業所からの悪臭については、関係機関との連携を図り、適正な処理対策と新技術等の導入を図りながら臭気緩和対策に努めます。その他の悪臭発生については、立ち入りを行い指導を行います。	農林水産課 環境水道課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染につながる違法な焼却の回避</li> <li>・悪臭の発生への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に伴うばい煙などの適切な管理</li> <li>・大気汚染防止法の遵守</li> <li>・悪臭防止法の遵守</li> </ul>

**1-4. 水環境の保全**

■町の取り組み

施策	担当課
現在のし尿処理施設（門川町衛生センター）は稼働開始から40年以上が経過しており、老朽化が進行しているため、次期衛生センターの整備を進めます。	環境水道課
水質汚濁は水質汚濁防止法に基づき、河川海域の類型指定による水質目標値達成の水質測定を継続します。なお、結果については、わかりやすく公表します。	環境水道課
水質汚濁防止法にかかる事業所や公害防止協定等に基づく事業所への指導を継続します。	環境水道課
河川工事に際し、濁水の発生抑制など、水質保全に配慮した工法の採用を促します。	建設課
生活排水対策として、合併処理浄化槽等の設置促進並びに適正な維持管理に向けた取組を推進します。	環境水道課
町民ボランティアやNPO法人などがおこなう環境美化活動やイベントを支援します。	環境水道課
国および県と連携し、海岸の保全や漂着物対策に努めます。	環境水道課
国および県と連携し、自然環境に配慮した計画的な河川と海岸の整備、維持管理を推進します。	建設課 農林水産課

■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水が環境へ与える影響への理解と汚濁防止の取り組み</li> <li>水辺の環境保全への積極的な参加</li> <li>家庭での節水</li> <li>合併処理浄化槽への移行</li> <li>環境美化活動・イベントへの参加・協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水が環境へ与える影響への理解と汚濁防止の取り組み</li> <li>排水処理設備の適切な維持管理</li> <li>水辺の環境保全への積極的な参加</li> <li>水質汚濁防止法の遵守</li> <li>環境美化活動・イベントへの参加・協力</li> </ul>

## 1-5. 快適な生活空間の創出

### ■町の取り組み

施策	担当課
ペットの飼い主に対し、糞尿の適切な取り扱いなど、マナーの向上を図る呼びかけを行います。	環境水道課
野良猫問題については、広報などを通じてペットの正しい飼い方などの啓発や、無責任な餌やりなど野良猫への不適切な対処の防止を図りつつ、保健所と連携し「地域猫活動」の普及を促進します。	環境水道課
花苗の配布など、主に市街地での緑化活動を推進します。	農林水産課 地域振興課
移住に関する相談窓口のワンストップ化や支援制度の整備、空き家等情報バンクによる情報提供を継続します。	地域振興課
社会環境問題となっている空き家等は防犯、環境、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、「門川町空き家等対策計画」に基づき、空き家等問題の総合的な対策に取り組みます。	環境水道課 建設課 地域振興課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットの適切な管理</li> <li>・緑化活動への積極的な参加</li> <li>・家屋の適切な管理、空き家に関する情報の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化活動への積極的な参加</li> </ul>



### 1-6. 自然とのふれあい

#### ■町の取り組み

施策	担当課
公園の遊具やトイレなどの施設の整備等により、身近に自然と触れ合える場の充実に努めます。	建設課 福祉課 地域振興課
公園が快適な空間であるために、町民などによる美化活動も推進しつつ、適切な維持管理に努めます。	建設課 福祉課 地域振興課
海、山、川などの豊かな自然環境を背景とした体験・アクティビティの充実を図り、自然と触れ合う体験を提供します。	地域振興課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・美化活動などへの積極的な参加</li> <li>・自然と触れ合える場所・機会の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美化活動などへの積極的な参加</li> </ul>

### 1-7. 歴史・文化的財産の保存

#### ■町の取り組み

施策	担当課
歴史民俗資料館における文化財の展示機能の充実・整備を図ります。	教育課
県および町指定文化財などの保護のための適正な管理・整備を啓発します。	教育課
郷土芸能団体の継承に努め、保存伝承の促進を図ります。	教育課
公共事業の実施にあたっては、史跡や文化財の保存に配慮します。	建設課 農林水産課 教育課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化に対する理解や維持・伝承への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史や文化に対する理解や維持・伝承への協力</li> </ul>

## 2. 自然環境の保全 ～自然とその恵みにあふれたまち～



多様性のある生態系を維持するためには、森林や農地、水辺といった自然環境がそれぞれの条件に応じて適切に保全され、豊かな自然が育まれている必要があります。門川町の特性に応じた形で、自然環境の適切かつ体系的な保護・保全を目指します。

### 2-1. 山林、河川、海洋の保全

#### ■町の取り組み

施策	担当課
美郷町と連携を図り、森林の保全と河川や海域、海岸の自然環境の保全活動組織づくりを推進します。	環境水道課
漁業者等が取り組む水産多面的機能発揮対策活動を支援することにより、水質浄化機能や多様な生態系を有する干潟、藻場の保全再生を推進します。	農林水産課
里海保全活動に取り組む団体を支援します。	農林水産課
特定外来種に関する正確な情報を発信するとともに、駆除・防除を推進します。	環境水道課 農林水産課
海洋ごみの発生と生態系への悪影響を低減するため、市街地や河川沿い、海辺の清掃を推進します。	環境水道課
海洋プラスチック問題の啓発に取り組みます。	環境水道課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物の適切な飼育、栽培</li> <li>・家庭系ごみの適切な管理による散乱の防止</li> <li>・自然保護活動への積極的な協力・参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動における自然環境への配慮</li> <li>・事業系ごみの適切な管理による散乱の防止</li> <li>・自然保護活動への積極的な協力・参加</li> </ul>

## 2-2. 生物多様性の保全

### ■町の取り組み

施策	担当課
水産資源の保護増殖を図るため、放流事業を推進します。	農林水産課
「町の鳥」であり国の天然記念物にも指定されているカンムリウミスズメの生態系の保護啓発を推進します。	教育課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動植物の保護・保全意識の向上</li> <li>・ 動植物の保護・保全活動への協力</li> <li>・ 動植物の適切な飼育、栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動植物の保護・保全意識の向上</li> <li>・ 動植物の保護・保全活動への協力</li> </ul>

## 2-3. 環境に配慮した林業の推進

### ■町の取り組み

施策	担当課
整備の行き届いていない人工林のうち、水源涵養機能や生物多様性の保全機能の発揮が求められる森林は、町が除間伐を実施し、広葉樹との混交林化を進めます。	農林水産課
関係機関と連携して、水土保全林の拡大・整備を進め、多面的機能を有する遠見山の生活環境保全林と向ヶ浜の潮害防備保安林の機能を維持するために、継続した管理を行います。	農林水産課
有害鳥獣による農林産物の被害を軽減するために、地区や関係機関とも連携して、各種防除対策を実施するとともに、捕獲、駆除による頭数の調整を実施します。	農林水産課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私有林の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発時の環境配慮</li> </ul>

## コラム カンムリウミスズメについて

カンムリウミスズメは、門川町のシンボル“町の鳥”です。ペンギンを小さくしたような格好をしており、体長は約 24 cm で、小太りな体、比較的短い翼と足が特徴です。飛ぶことが苦手なかわりに泳ぎが得意で、1年の大半を海上で過ごします。

12 月末ごろから枇榔島周辺に姿を現し、3月中旬に産卵、繁殖、5月下旬にこの場所から姿を消します。カンムリウミスズメは、日本近海に約 5,000～10,000 羽が生息していると推定されており、繁殖期には、枇榔島周辺の海上に約 4,000 羽が生息しています。これは国内の生息数の約半数にあたる数です。しかし、このカンムリウミスズメも地球温暖化による自然環境の悪化、人工物の海洋汚染により絶滅の危機に瀕しています。脱炭素を進めたり、ごみを減らす、つまりは環境を保全することは、カンムリウミスズメをはじめとする生き物、生態系を守ることです。全ての行動に繋がりがあることを意識しながら、カンムリウミスズメの保護を引き続き進めていく必要があります。



### 3. 循環型社会の形成 ～ごみを減らし資源を有効に使うまち～



ごみは日常生活や事業活動により必ず発生するものですが、ごみが増えると、余計な処理費用の発生や環境負荷の増加に直結してしまいます。廃棄物の減量、資源化や再利用などを推進するとともに、廃棄物の適正処理の推進、適切な管理などをおこない、資源の循環的な利活用の促進を目指します。

#### 3-1. 4Rの推進

##### ■町の取り組み

施策	担当課
4R（リフューズ、リデュース・リユース・リサイクル）の推進によるごみの減量化、資源化に取り組みます。	環境水道課
町民へのマイバック・マイボトル持参の呼びかけを図ります。	環境水道課
周辺自治体と連携を図り、プラスチック資源循環促進法による容器包装以外のプラスチックの資源化を検討します。	環境水道課
食品ロス削減のため、「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進します。	環境水道課
フードバンク活動を支援します。	福祉課

##### ■各主体の役割

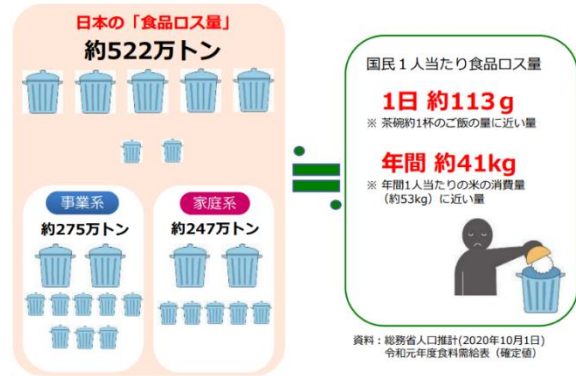
町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装の抑制などによるごみ減量化</li> <li>・ 4Rの推進、協力</li> <li>・ 農林水産物などの地産地消活動への協力</li> <li>・ 環境に配慮した製品の利用</li> <li>・ 生ごみ廃棄時の水切りや堆肥化の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装の抑制などによるごみ減量化</li> <li>・ 4Rの推進、協力</li> <li>・ 過剰包装の抑制などによるごみ減量化</li> <li>・ 環境に配慮した製品の開発・利用</li> <li>・ ペーパーレス化の推進</li> </ul>

## コラム

### 日本の食品ロスの状況

みなさんの取組により、日本の食品ロスの発生量はピーク時の年間 646 万トン（平成 27 年度）から経年的に減少傾向にあり、令和 2 年度には 522 万トンになっています。それでも、国民 1 人あたり茶碗 1 杯分のごはんに相当する量が食品ロスとして捨てられていることから、まだまだ減らしていくための努力が必要です。

日本の食品ロスの状況（令和 2 年度）

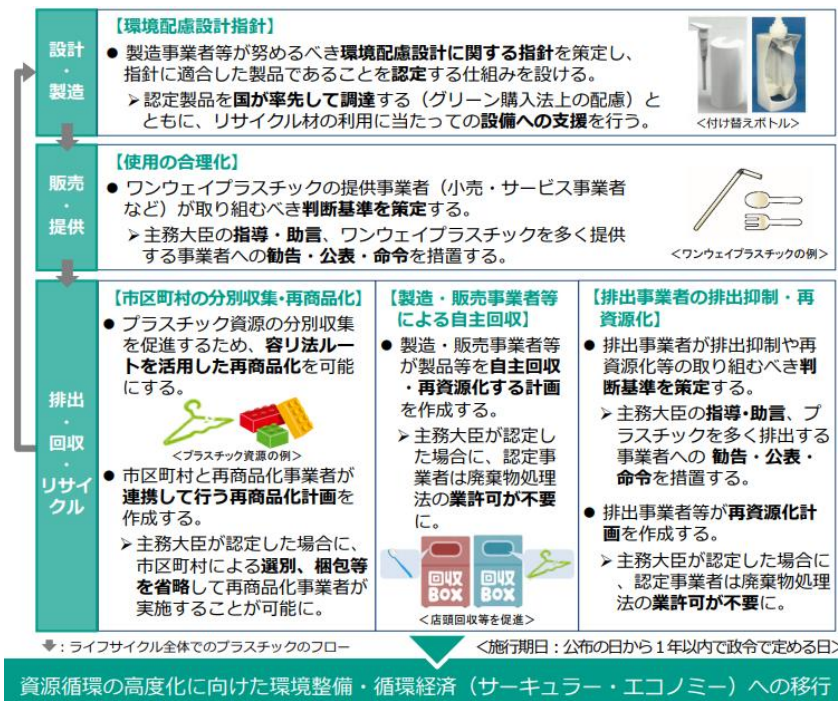


出典：農林水産省 HP

## コラム

### プラスチック資源循環促進法

プラスチック資源循環促進法は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進する法律です。プラスチック廃棄物の排出量を可能な限り削減するためのあらゆる取り組みを、積極的に実施する必要があります。



出典：環境省 HP

### 3-2. 廃棄物の適正処理の推進

#### ■町の取り組み

施策	担当課
日向東白杵広域連合の枠組みの中で、廃棄物の減量化や再資源化等、ごみの分別方法を検討し、循環型社会形成を促進します。	環境水道課
一般廃棄物の広域的な施設整備計画を推進し、適正処理と施設の管理に努めます。	環境水道課
最終処分施設の広域的な整備と維持管理体制の確立を目指します。	環境水道課
埋立地と休止中の焼却施設の適正な処置の研究を進めます。	環境水道課
「門川町地域防災計画」に則って適切な災害予防と対応を行い、災害時に発生した廃棄物については「門川町災害廃棄物処理計画」に則って迅速かつ適切に処理します。災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場を決めておきます。	環境水道課
ごみ排出者に対し、ごみ分別の指導や町広報等を通じ、ごみ出しルールの徹底を図ります。	環境水道課
ごみ集積所、資源物集積所を適正に管理します。	環境水道課
不法投棄防止のため、監視カメラ、警告看板の設置や、監視パトロールの実施などを強化します。	環境水道課
県と連携し、廃棄物処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、廃棄物の適正処理を推進します。	環境水道課
定期的にごみ組成調査を実施します。	環境水道課
高齢者等のごみ出し支援について検討します。	環境水道課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ出しルールの遵守などの適正処理への協力</li> <li>・ 地域美化によるポイ捨てしづらい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ出しルールの遵守などの適正処理への協力</li> <li>・ 地域美化によるポイ捨てしづらい環境づくり</li> <li>・ 産業廃棄物の適正な処理・処理委託</li> </ul>

## 4. 脱炭素社会の構築～エネルギーを上手に活用するまち～



地球温暖化は、全世界規模で取り組まなければならない重大な課題であり、その影響は異常気象や生態系の変化といった形でわたしたちの生活を脅かし始めています。地球温暖化の抑制のためには、温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの導入などにおいて、各主体が自主的・積極的な取り組みを行う必要があります。

### 4-1. 温室効果ガスの排出抑制

#### ■町の取り組み

施策	担当課
2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを推進します。	企画戦略課
門川町温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、省エネ設備導入などの取り組みを実施し、温室効果ガスの削減に取り組めます。	環境水道課
脱炭素国民運動「ゼロカーボンアクション30」を普及啓発します。また、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動も推進します。	環境水道課
助成制度等の情報提供により、事業所への省エネ機器やエネルギー効率の高い設備の導入促進を図ります。	環境水道課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の意義や取り組みへの理解</li> <li>自宅敷地内の緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の意義や取り組みへの理解</li> <li>自主的な削減計画の作成</li> <li>生産性の向上や事業の効率化</li> <li>事業所などの緑化の推進</li> </ul>

## コラム ゼロカーボンアクションについて

～みなさんにできる具体的なゼロカーボンアクション例～

ひとりひとりができること  
**ゼロカーボンアクション30**

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。  
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<b>エネルギーを節約・転換しよう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>再生エネルギーへの切り替え</li> <li>クールビズ・ウォームビズ</li> <li>節電</li> <li>節水</li> <li>省エネ家電の導入</li> <li>宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう</li> <li>消費エネルギーの見える化</li> </ol>	<b>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルの設置</li> <li>ZEH（ゼッチ）</li> <li>省エネリフォーム</li> <li>窓や壁等の断熱リフォーム</li> <li>蓄電池（車載の蓄電池）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ給湯器の導入・設置</li> </ul> </li> <li>暮らしに木を取り入れる</li> <li>分譲も賃貸も省エネ物件を選択</li> <li>働き方の工夫</li> </ol>	<b>CO2の少ない交通手段を選ぼう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>スマートムーブ</li> <li>ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	<b>食ロスをなくそう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>食事を食べ残さない</li> <li>食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</li> <li>旬の食材、地元の食材でつくった朝食を取り入れた健康な食生活</li> <li>自宅でコンポスト</li> </ol>
<b>環境保全活動に積極的に参加しよう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>植林やゴミ拾い等の活動</li> </ol>	<b>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>脱炭素型の製品・サービスの選択</li> <li>個人のESG投資</li> </ol>	<b>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</li> <li>修理や模様替えをする</li> <li>フリマ・シェアリング</li> <li>ゴミの分別処理</li> </ol>	<b>サステナブルなファッションを！</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>今持っている服を長く大切に着る</li> <li>長く着られる服をじっくり選ぶ</li> <li>環境に配慮した服を選ぶ</li> </ol>

### スマートムーブ

自動車のCO<sub>2</sub>排出量は、家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の約1/4を占めます。徒歩、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択（スマートムーブ）や、エコドライブの実施、カーシェアリングを積極的に利用していきましょう！



#### 👉暮らしのメリット！

- ・近い距離はできるだけ歩いたり自転車に乗るようにすると、健康的な生活にもつながります。
- ・自動車は、発進するときに約4割の燃料を使います。発進するときの「ふんわりアクセル」など、エコドライブをすると、燃料代を削減でき、同乗者も安心できる安全な運転になります。

### 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす

プラスチックごみの不適正な処理は生態系にも影響を及ぼしています。ごみを減らすため、マイボトルやマイバッグなど繰り返し使える製品を持ち歩きましょう。

#### 👉暮らしのメリット！

- ・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめます。
- ・海洋汚染などの環境負荷を軽減し、生態系を守ることによって自分たちの生活をプラスチック汚染から守ることができます。



### 植林やゴミ拾い等の活動

地球温暖化の現状は他人事ではなく、一人ひとりの行動の上に成り立っています。地域の環境活動などに参加してみましょう。

#### 👉暮らしのメリット！

- ・環境を大事にする気持ちを行動で表せます。
- ・脱炭素アクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができます！



出典：環境省

## 4-2. 省エネの推進

### ■町の取り組み

施策	担当課
町広報やチラシなどを活用しながら各家庭や事業所への周知・啓発に取り組みます。	企画戦略課
防犯灯のLED化を促進し、地域全体で省エネルギーの推進を図ります。	総務課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明や冷暖房などの適切な使用</li> <li>・エコドライブの推進、自転車、公共交通機関の活用</li> <li>・省エネ性能の高い商品の選択</li> <li>・エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明や冷暖房などの適切な使用</li> <li>・エネルギー使用量の適切な管理、削減に向けた取り組みの実施</li> <li>・耐用年数を超過したエネルギー効率の低い設備の更新</li> </ul>

## 4-3. 再エネの積極的な展開

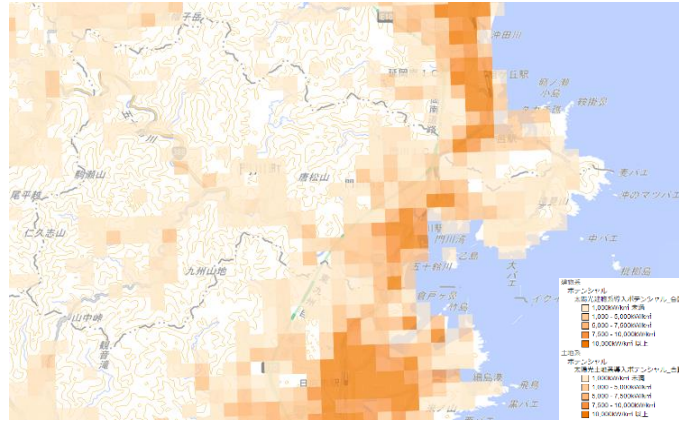
### ■町の取り組み

施策	担当課
太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に関する町民・事業者意識の啓発を進め、普及促進を図ります。	環境水道課
再生可能エネルギーを活用しようとする事業者や町民に対して、補助制度について情報提供します。	環境水道課
公共施設の新築や建替の際に太陽光発電を積極的に導入し、ZEB化についても検討します。	環境水道課

### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入、活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入、活用</li> <li>・再生可能エネルギーを活用して製造された製品の選択</li> </ul>

**コラム 太陽光発電ポテンシャルについて**



上に示す地図は、門川町内に太陽光発電を導入する場合のポテンシャル（潜在力）を示したものです。色の濃い地域ほど、ポテンシャルが高いことを示しています。本町では沿岸域あたりのポテンシャルが高くなっています。

■太陽光発電ポテンシャル

出典：環境省「再生可能エネルギー情報提供システム REPOS」

**4-4. 交通システムの脱炭素化**

■町の取り組み

施策	担当課
公用車にEV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）を導入し、ゼロカーボンドライブを実施します。	総務課 環境水道課
エコドライブ普及に向けた取り組みをおこないます。	環境水道課
かどっぴータクシー（乗合タクシー）の運行により、交通空白地域における交通手段を確保します。	企画戦略課
バス交通においては、運行回数や運行ダイヤを見直しつつ、日向・東臼杵市町村振興協議会などの広域的な枠組みにおいて運行を継続し、路線の確保に努めます。	企画戦略課

■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの実施、移動手段の見直し、公共交通機関の積極的な利用</li> <li>EV・FCVなどの検討、導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブの実施、移動手段の見直し、公共交通機関の積極的な利用</li> <li>EV・FCVなどの検討、導入</li> </ul>

## 5. 協働・連携・環境保全活動～みんなが一体となって行動するまち～



適切な情報提供、教育機会の提供などにより、町民、事業者、行政が一体となって環境保全への取組を進めるとともに、未来を担う子どもたちの環境意識の醸成を目指します。

### 5-1. 環境学習の推進

#### ■町の取り組み

施策	担当課
地域や学校における環境学習に関する出前講座の実施を推進します。	環境水道課
身近な水辺環境への関心を高めるため、小中学生等を対象にした水辺環境調査の実施を推進します。	環境水道課 教育課
体験型学習等の自然環境とふれ合う機会を提供し、自然環境への愛着心を育みます。	教育課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・環境への理解と学習への積極的な参加</li><li>・学習した内容の共有、実践</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境への理解と学習への積極的な参加</li><li>・学習した内容の共有、実践</li><li>・研修の実施などによる環境意識の向上</li></ul>

### 5-2. 環境に関する情報提供

#### ■町の取り組み

施策	担当課
広報誌やホームページ、SNSなどを活用して、町民に対し町の環境保全に関する施策や環境に関する情報を提供します。	環境水道課
河川や海域の水質、大気の状態、有害化学物質の状態などの測定や情報収集を継続し、ホームページ等で公表します。	環境水道課
環境に関する講演会、セミナー、シンポジウムなどを開催します。	環境水道課 教育課
環境関連施設の見学会を開催します。	環境水道課

#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報の収集・活用</li> <li>・環境に関するイベントへの積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する情報の収集・活用</li> <li>・環境に関するイベントへの積極的な参加</li> </ul>

### 5-3. 環境保全活動

#### ■町の取り組み

施策	担当課
環境整備等補助事業により、町民活動団体に対して、清掃や草刈り等の環境美化活動や、地域の安全対策活動を支援します。	地域振興課
町民や町民団体による環境保全活動の取り組み内容を広く広報誌などで紹介することにより、町民の理解と関心を深め、活動の活性化を図ります。	環境水道課
町民との協働による道路、公園の草刈りなど、町民参加による環境保全に努めます。	環境水道課
河川敷や堤防の草刈りを適時実施し、水とふれあえる場の適切な維持管理に努めます。	環境水道課
学校や地域における環境美化活動やイベントを推進・支援します。	環境水道課 教育課
環境活動を推進する人材の育成に努めます。	環境水道課

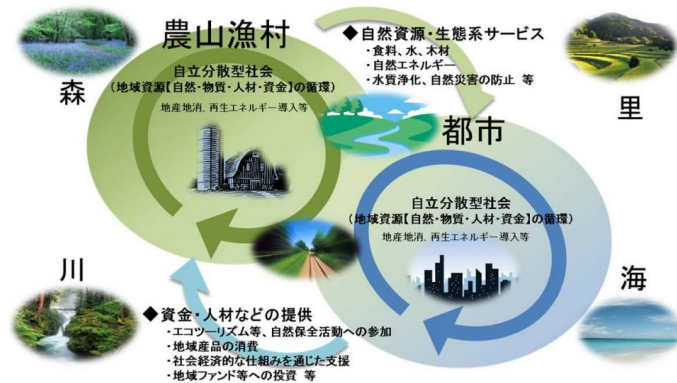
#### ■各主体の役割

町民の役割	事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化や保全活動への積極的な協力・参加</li> <li>・環境配慮への理解と自主的な取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境美化や保全活動への積極的な協力・参加</li> <li>・環境配慮への理解と自主的な取り組み</li> <li>・ISO認証などの取得の検討</li> </ul>

"地域循環共生圏"とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）を目指すものです。

### 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
- 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



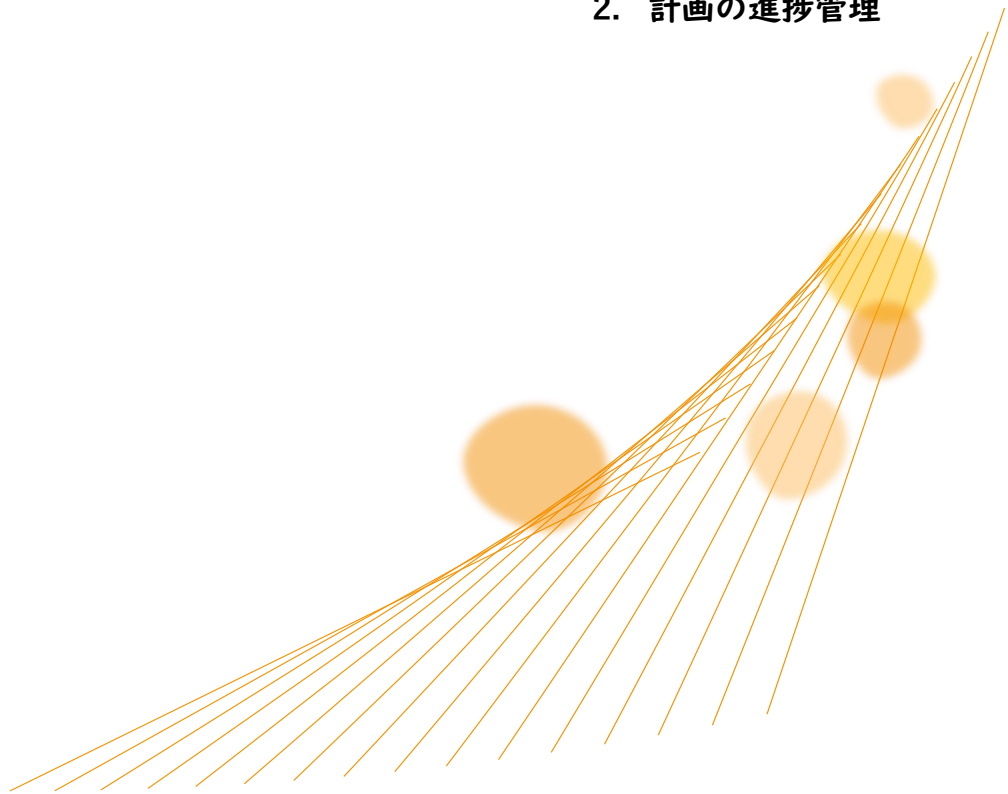
地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省 HP

## 第5章 計画の推進体制

---

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理



## 1. 計画の推進体制

本計画の目標を達成するためには、行政、町民、団体、事業者が一体となった取り組みが必要となります。そこで、本計画の推進体制を以下のとおり定めます。

### 門川町環境審議会

門川町環境審議会は、環境の保全に関し専門的知識を有する者や環境行政に関し総合的な知識を有する者などから構成されています。本計画の推進にあたり、進捗状況の報告を受けて、意見を述べます。

### 庁内体制

庁内においては、「環境保全対策調整会議」を中心として、関係各課間の緊密な連携を図り、本町の環境保全施策の効率的、効果的な推進を図ります。

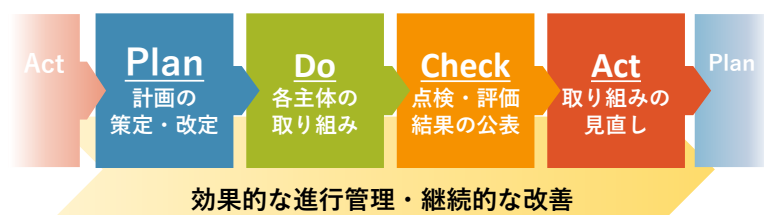
### 連携・協働

行政は、積極的に各主体へ情報提供を行うとともに、アンケートの実施などにより、各主体の意見を積極的に取り入れます。



## 2. 計画の進捗管理

本計画の進捗を管理するため、PDCA サイクルを用いて環境像の実現に向けた取り組みの実施状況や指標の状況を把握し、取り組みの効果を検証しつつ、施策の改善、検討を行います。



## 資料編

---

1. 門川町環境基本条例
2. 門川町環境審議会規則
3. 門川町環境審議会 委員名簿
4. アンケート調査結果報告書

## 1. 門川町環境基本条例

---

(平成 16 年 3 月 22 日条例第 6 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 6 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策(第 7 条 - 第 18 条)

第 3 章 門川町環境審議会(第 19 条)

第 4 章 雑則(第 20 条)

附則

わたしたちのふるさと門川は、青い空と紺碧の海、清流五十鈴川をはじめとする中小の川、緑豊かな大地からなる豊かな恵みは古来より町民にその恵沢をもたらしてきた。

しかしながら、今日にあってはその物質的豊かさの生活を求める消費的社會からもたらされる環境への負荷の増大や自然生態系への影響など、さらに、地球環境問題など人類の生存を脅かすおそれを生じさせるに至っている。

このため、わたしたちひとり一人が、この現実を直視し、深い認識の上になんて環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社會の構築を目指して、新たな取組を展開していかねなければならない。

ここに、町民すべての参加の下、わたしたちの美しいふるさと門川町を後世に継承していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを

含む。以下同じ。)土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 町民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること。
- (2) 公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みを行うこと。
- (3) 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進すること。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境の負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減及び廃棄物の減量、資源物の再利用による環境への負荷の低減等その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に関する基本指針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策と相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等その他の環境の自然的構成の要素が良好な状態に保持されること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境がその地域の特性に応じた自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の創造、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産が保全されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理を進め、資源の循環的な利活用を促進するとともに、エネルギーの有効な活用が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献できること。
- (6) その他環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第 8 条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条の各号に定める基本指針に基づき門川町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映できるよう努めるものとする。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ門川町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての整合)

第 9 条 町は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 町は、公害の防止、又は自然環境その他町民の健康及び生活環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(資源の循環的な利活用等の促進)

第 11 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者と協力して、廃棄物の減量、再生利用等、資源の循環的な利活用及びエネルギーの有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるように努めるものとする。

(水環境と緑豊かな環境の確保)

第 12 条 町は、町域にかかる川、ため池、海及び海岸等の水環境及び森林その他の緑地の環境を保全し、又は創造に努めるものとする。

(町民等の自発的活動の支援)

第 13 条 町は、町民及び民間団体並びに事業者等が、環境の保全を目的とした環境の負荷の低減が促進される活動及び事業等を自ら行うときは、必要な助言その他の支援に努めなければならない。

(推進体制)

第14条 町は、環境の保全にかかる総合的政策の実効性の確保と体系的な推進を図るため、環境政策推進の組織づくりに努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 町は、町民及び事業者が、環境の保全についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するために必要な措置を講じるように努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 町は、第13条の規定による環境の保全に関する自発的活動の促進並びに前条に規定する環境教育及び環境学習の振興に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、情報の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第17条 町は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、国、県及び他の地方公共団体と連携を図りながら、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 門川町環境審議会

(審議会の設置)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本町に門川町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第8条第3項に規定する環境基本計画に関する事項を処理すること。
- (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属せられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10名以内で組織する。

5 前4項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 4 号により平成 16 年 9 月 17 日から施行)

## 2. 門川町環境審議会規則

(平成 16 年 7 月 1 日規則第 3 号)

改正平成 19 年 3 月 30 日規則第 8 号平成 24 年 3 月 15 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門川町環境基本条例(平成 16 年条例第 6 号。以下「条例」という。)

第 19 条第 5 項の規定に基づき、門川町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し専門的知識を有する者
- (2) 環境行政に関し総合的な知識を有する者
- (3) 環境の保全又は文化財の保護に関する活動を行っている者
- (4) 行政機関の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 町長は、委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要な議事がある場合に会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認める場合は関係者又は行政機関の職員の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会の会議に出席して専門事項の調査の報告又は、その事項の所見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 門川町環境審議会 委員名簿

---

#### 門川町環境審議会委員

---

会長	中城 廣美	総合行政経験者
副会長	小谷 徳幸	学識経験者
委員	堀内 政治	学識経験者
委員	和泉 満義	環境行政経験者
委員	今東 靖博	日向保健所 衛生環境課 主幹



## 第2次門川町環境基本計画

### アンケート調査結果報告書

## ■調査の概要

### ○調査の目的

門川町環境基本条例に基づく第2次門川町環境基本計画の策定に先立ち、環境に関する満足度や率直なご意見を町民や事業者の皆様から広く集めることを目的としています。

### ○調査方法

調査対象地域：門川町全域

調査対象者：門川町民 1,400件

門川町内事業者 100件

調査方法：無作為抽出調査、郵送による調査票配布・回収

### ○調査期間

調査票発送 令和4年11月4日（金）

回答締め切り 令和4年11月25日（金）

### ○回収率

区分	配布数	回収数	回収率
町民	1,400件	578件	41.3%
事業者	100件	62件	62.0%

### ○掲載数値について

- ・各比率（％）の合計については、個々のデータに対して小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

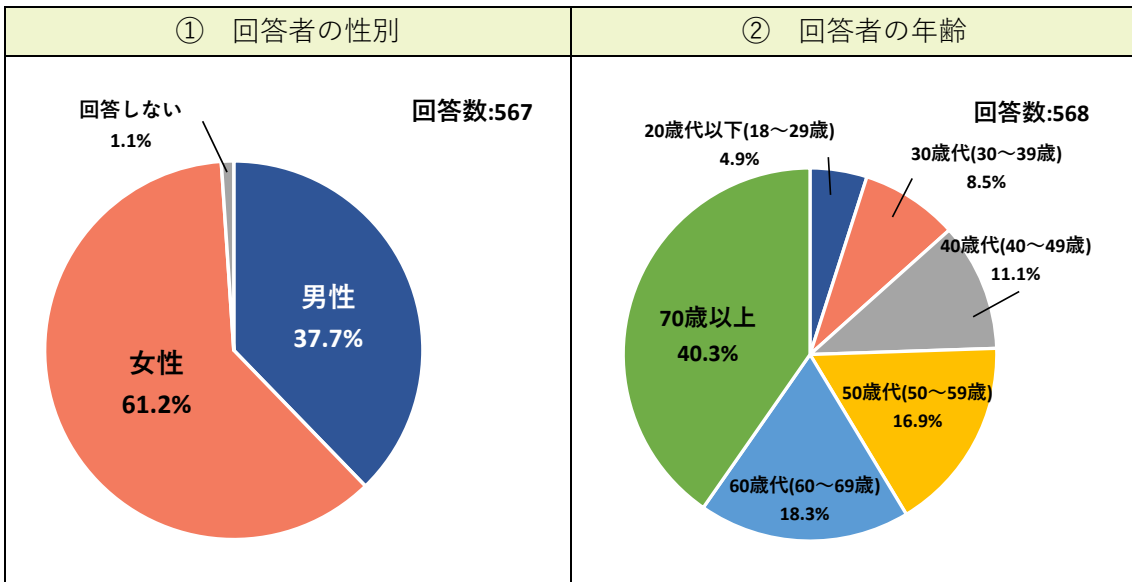
## 町民アンケートの集計結果

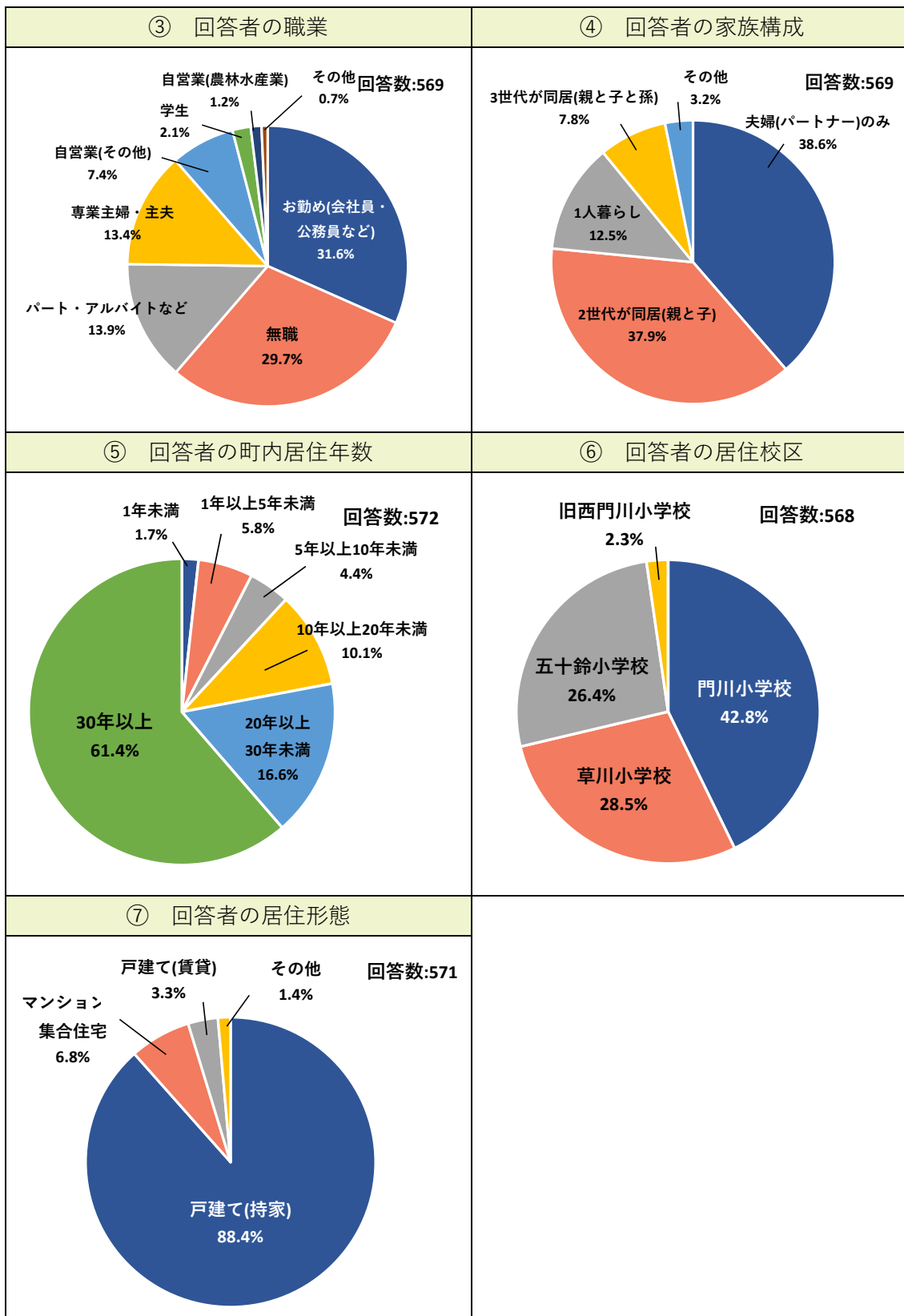
■回答者の属性に関する設問

(性別、年齢、職業、家族構成、町内居住年数、居住校区、居住形態)

回答者の属性に関する集計結果の概要は以下のとおりです。

- ①性別は、「女性」が61.2%、「男性」が37.7%となっています。
- ②年齢は、「70歳以上」が40.3%と最も多く、年齢層が下がるにしたがって回答者数に占める割合が減っています。
- ③職業は、「お勤め（会社員・公務員など）」が31.6%と最も多く、就業者が全体の54.1%となっています。
- ④家族構成は、「夫婦（パートナー）のみ」が38.6%で最も多く、次いで「2世代で同居」が37.9%となっています。「1人暮らし」は12.5%となっています。
- ⑤町内居住年数は、「30年以上」が61.4%で最も多く、次いで「20年以上30年未満」が16.6%となっています。
- ⑥居住校区は、「門川小学校」が42.8%で最も多く、次いで「草川小学校」が28.5%となっています。
- ⑦居住形態は、「戸建て（持家）」が88.4%で最も多く、次いで「マンション・集合住宅」が6.8%となっています。



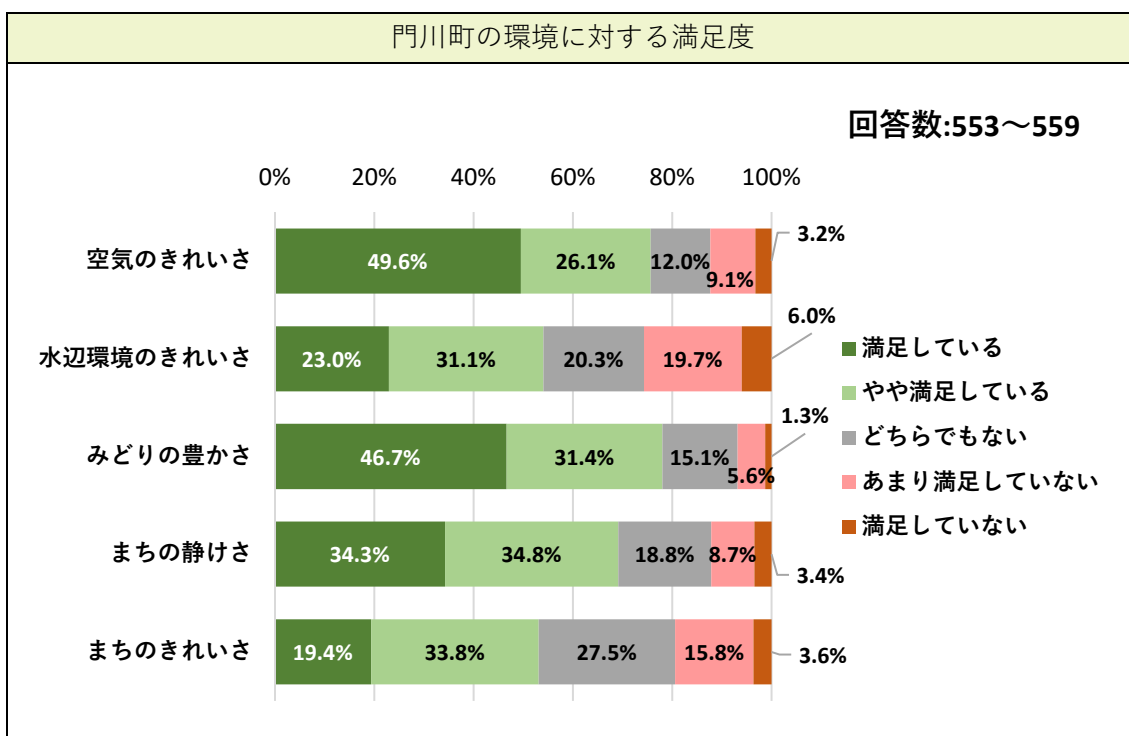


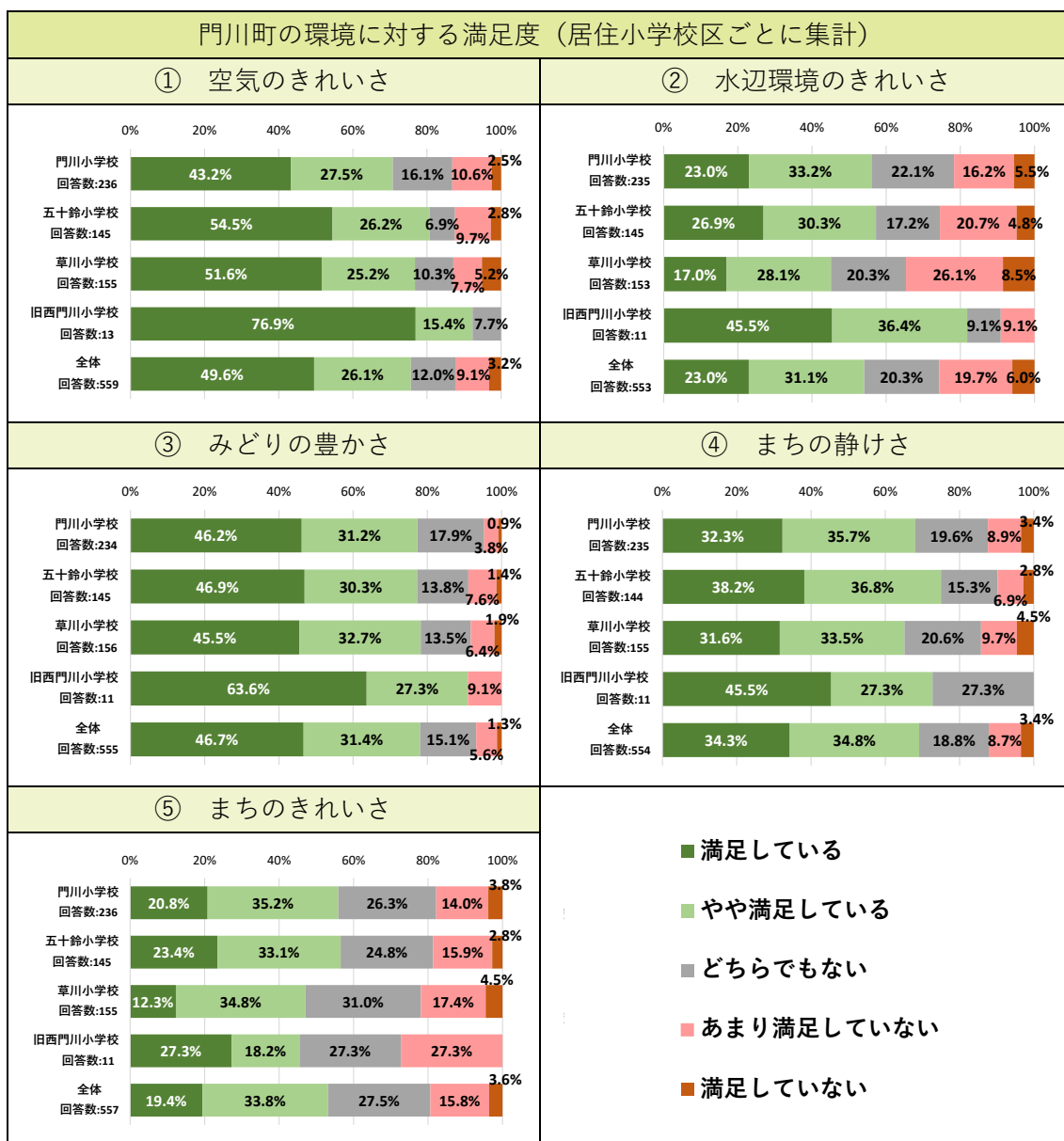
■門川町の環境への満足度に関する設問

問1 あなたは、門川町の環境にどのくらい満足していますか。

- “満足している”および“やや満足している”の回答が最も多かったのは「みどりの豊かさ」の78.1%で、次いで「空気のきれいさ」が75.7%となっています。
- “満足していない”および“あまり満足していない”の回答が最も多かったのは「水辺環境のきれいさ」の25.7%で、次いで「まちのきれいさ」が19.4%となっています。
- 各項目について、“満足していない”および“あまり満足していない”と回答された方について、その理由として多かった回答は以下のとおりです。

満足していない項目	最も多かった回答
① 空気のきれいさ	畜舎や田畑からの煙やにおい
② 水辺環境のきれいさ	海や河川に落ちているごみ (海岸、河川敷を含む)
③ みどりの豊かさ	みどり豊かな公園が少ない
④ まちの静けさ	自動車からの騒音や振動
⑤ まちのきれいさ	ごみや雑草だらけの空き地がある

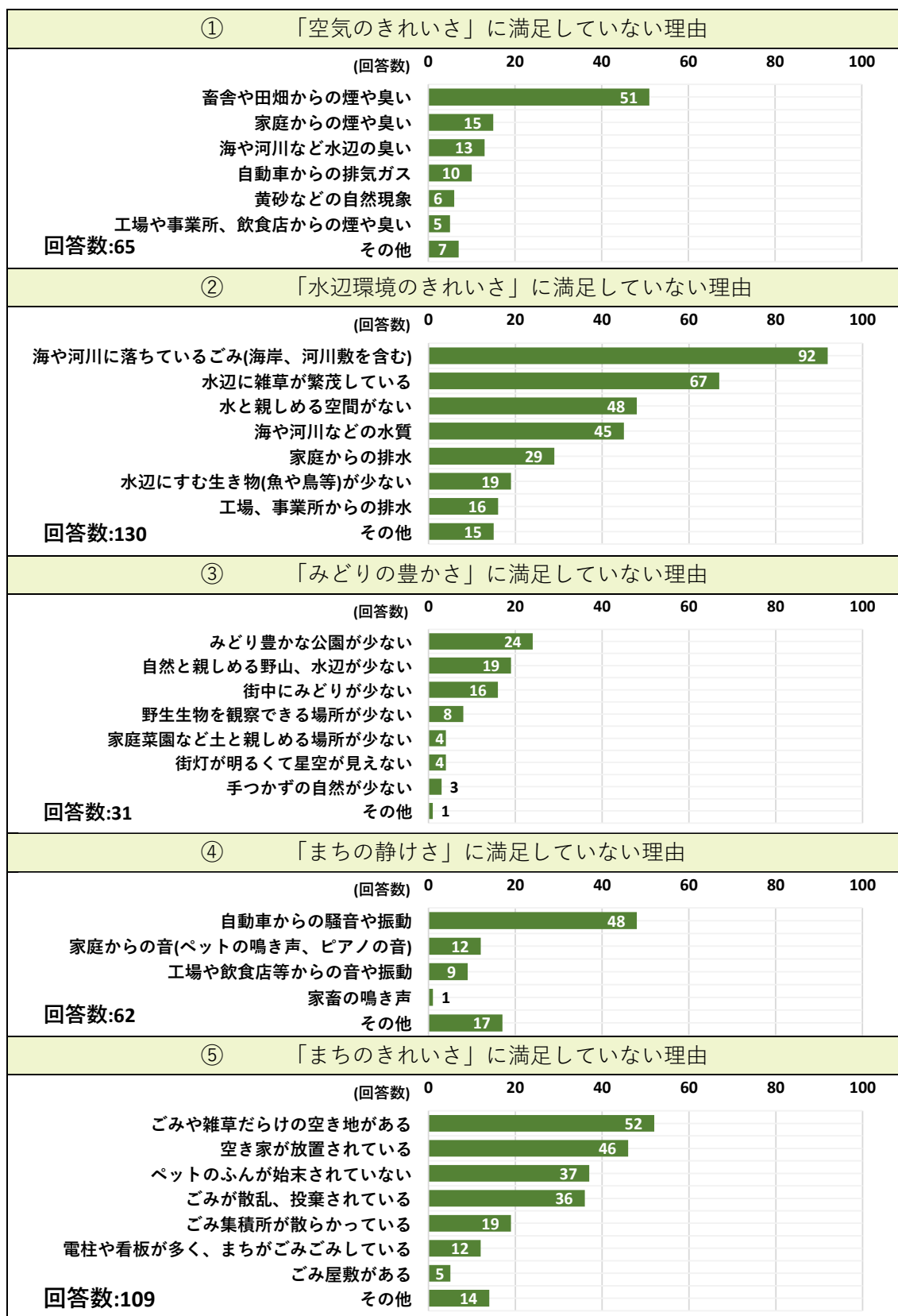




注1) 居住小学校区ごとの結果については、属性に関する設問のうち居住小学校区についての設問、及び問1に回答があったもののみ集計しています。

注2) 旧西門川小学校区については、回答数がその他の小学校区と大きく異なるため、集計結果の傾向がやや異なっています。

▼（問1のいずれかの項目で“あまり満足していない”もしくは“満足していない”と回答された方について）その理由はなんですか。



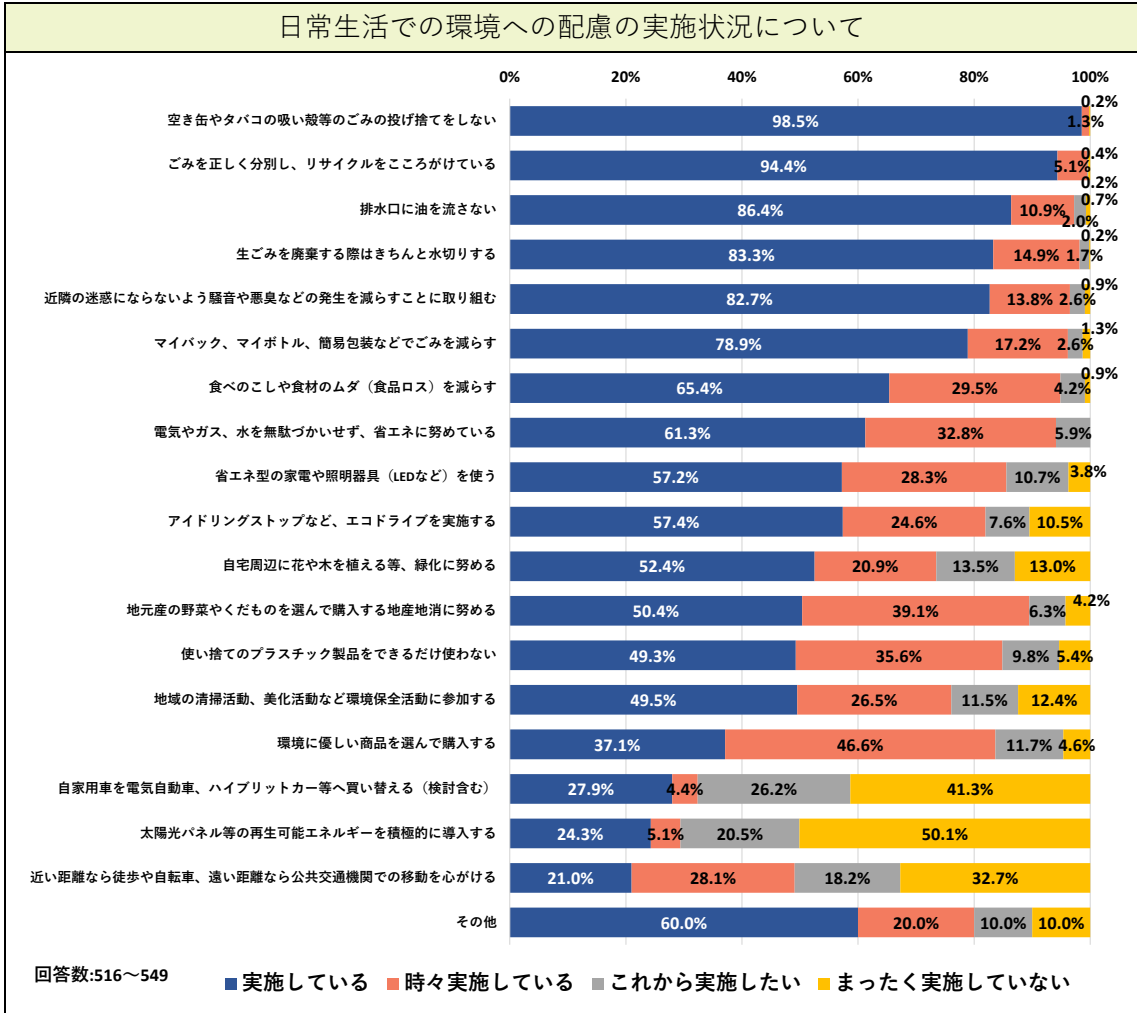
▼満足していない理由のうち、「その他」に記述されていた内容は以下のとおりです。  
 (同様の内容の回答については1つにまとめています。)

<p>① 空気のきれいさに満足していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎からの臭いがひどい時がある。</li> <li>・ 近所の方が頻繁にものを燃やすため、洗濯物や部屋が臭くなる。</li> <li>・ 自宅前の工事、砂埃</li> </ul>
<p>② 水辺環境のきれいさに満足していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の川がとても汚く、色に変色していたり悪臭がしたりところがある。</li> <li>・ 魚やその他の生物などの種類が以前と比べると減少した。</li> <li>・ 川に雑草が繁茂している。</li> <li>・ 最近、目に見えて、砂浜が狭くなっている。</li> <li>・ 漁港などのゴミ、漁のアミなどが片付けられていない。</li> <li>・ 台風の後のごみなどを片付けてほしい。</li> <li>・ 排水に虫が湧いている。</li> <li>・ 大雨が降ると五十鈴川の水が堤防を越える。もっと堤防を高くするか堆積物や木竹を除くなどしてほしい。</li> </ul>
<p>③ みどりの豊かさに満足していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山がどんどん削られていく。</li> </ul>
<p>④ まちの静けさに満足していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猫の鳴き声がうるさい。</li> <li>・ 他人の家のブロック壁にボールをあてて音がすごくうるさく気になる。</li> <li>・ 現場工事、立地工事など</li> <li>・ 暴走バイクの騒音</li> <li>・ 消防団、公民館などの喧騒</li> <li>・ 夜遅くまで飲み会などをしていて大声を出したりするので眠れないことがある。</li> </ul>
<p>⑤ まちのきれいさに満足していない理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主が糞の始末をしようとならない。</li> <li>・ 野良猫か家猫が庭にきて糞をしていく。</li> <li>・ ゴミが道路に散乱している。近所のゴミが風などで自宅までよく飛んでくる。</li> <li>・ 街並み、景観に魅力がない。</li> <li>・ 道路の車からのポイ捨て</li> <li>・ 生垣の手入不足で道に出ている。</li> <li>・ 排水のフタがふるく、割れ・欠けでガタガタがある。</li> <li>・ 空き家が多い。</li> <li>・ 作業場のような場所や屋外で用を足している人を度々見かける。</li> </ul>

■日常生活での環境への配慮の実施状況に関する設問

問2 日常生活での環境への配慮についてお尋ねします。あなたは、ふだん以下に示すような環境に配慮することを実施していますか。

○ごみや排水の発生を減らすための取り組みにおいて、“実施している”および“時々実施している”の回答が多い傾向が見られました。  
 ○省エネに関する取り組みにおいて、節電・節水やアイドリングストップの実施率は約8~9割と高くなっています。一方、エコカーの使用や買い替えの検討、太陽光パネルの導入については約3割程度の実施率に留まっていますが、約2割が“これから実施したい”と回答しています。

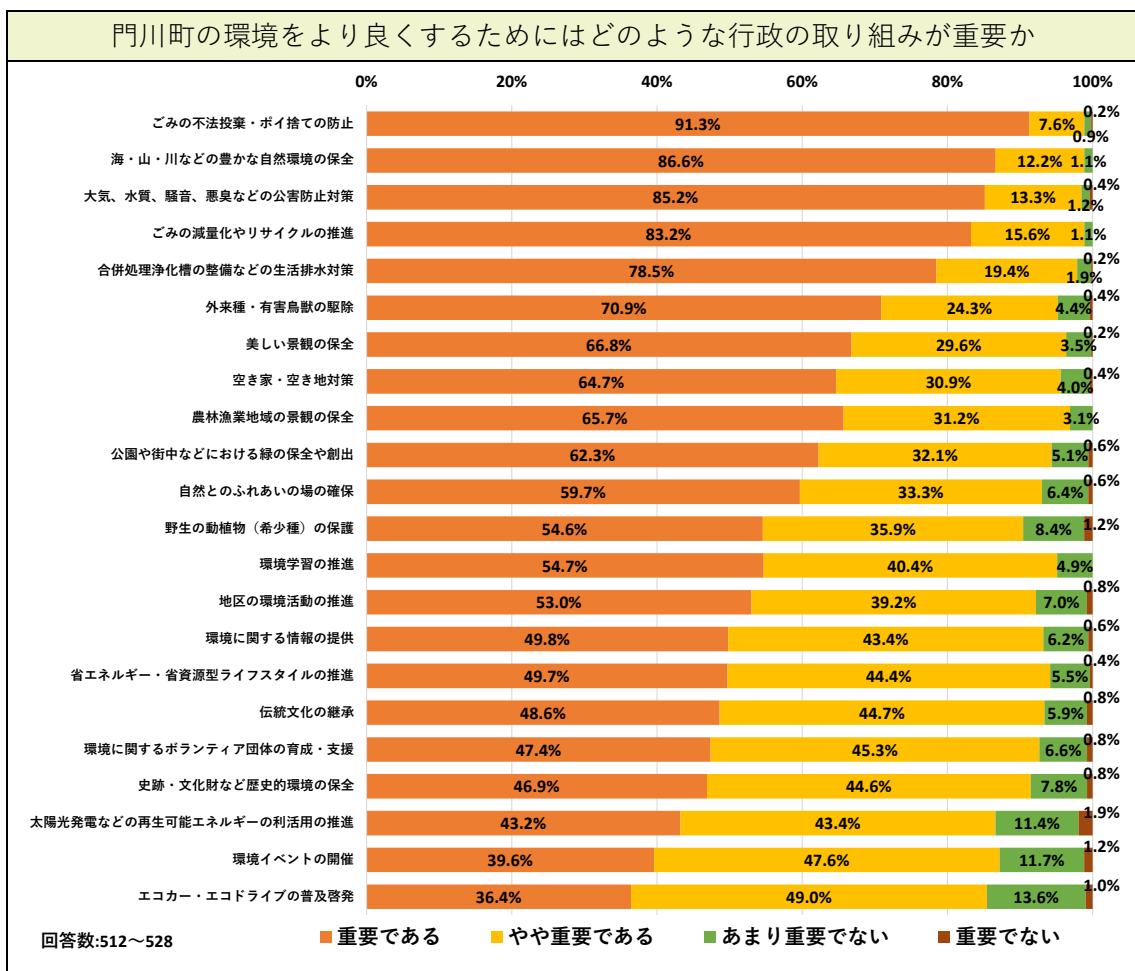


■門川町の環境をより良くするために重要と考える行政の取り組みに関する設問

**問3 あなたは、門川町の環境をより良くするために、今後、どのような行政の取り組みが重要と考えますか。**

○“重要である”もしくは“やや重要である”と回答した人の割合は、全ての項目で8割を上回っていました。

○ “重要である”の回答が多い項目を見ると、ごみや排水、自然環境の保全、公害対策に関する取り組みが8～9割と最も多くなっています。外来種・有害鳥獣の駆除やまちの景観の保全、空き家・空き地対策などの生活に関わる事項についても、6～7割と多くなっています。



**問4 その他、門川町の良好な環境づくりについて、ご意見・ご提案があればご記入ください。**

(同様の内容の回答については1つにまとめています。)

○回収した578件の調査票のうち、199件についてご回答をいただきました。

カテゴリ	内容
まち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道の花壇が手入れできておらず、草が伸び放題で景観が悪い。</li> <li>・ 河川や空き地、街中の草刈りなどをしてほしい。</li> <li>・ 空き家対策を考えてほしい。近隣の空き家に鳥獣が住み着いており、糞が落ちていて、見た目にも健康的にもよくない。</li> <li>・ 特に山間部において、耕作放棄地、空き家が目立つ。</li> <li>・ 植物で季節の変化を楽しむことができる公園が欲しい、</li> <li>・ 町でももっと花とか木とかたくさん植えてほしい。</li> <li>・ 学校、公園など、植えている草木の名前、飛んでくる鳥、虫の名前の表示があると興味ができるのでは。</li> <li>・ 毎年、区でサルビアをもらうが、できれば他の花に変える年があると嬉しいなと感じている。</li> <li>・ 門川ならではの優れた歴史や文化があると思うので、町内史跡めぐりができるコースがあるといいと思う。</li> </ul>
自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然の豊かさという点では宮崎、門川は素晴らしいと感じる。</li> <li>・ 山林の多様性を保全することで空気や水の浄化、生態系の安定や災害の低減などが期待できると思う。</li> <li>・ 林間学校やキャンプ体験などを通して、子どもたちが海や川、山で遊べる環境づくりが大切である。</li> <li>・ 水産資源の保全が門川町の課題である。</li> <li>・ 人間がもたらした自然現象・異常気象により海産資源が枯渇してきている。</li> <li>・ 街灯を減らすか、照度を弱めるなどして、星空がきれいに見えるようにしてほしい。</li> </ul>
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型車両が通過するときに騒音や振動がする。</li> <li>・ 五十鈴川沿いの工場の夜間の騒音がひどい。</li> <li>・ 近所の犬の鳴き声がうるさい。</li> <li>・ 役場の近くの道路で、夜中に大きな音でオートバイが行き来することがあり、騒音がある。</li> <li>・ 町の中を暴走族が走ってうるさい。</li> </ul>

カテゴリ	内容
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犬や猫（野良猫）による糞や鳴き声で困っている。</li> <li>・ イノシシやイタチによる農作物の被害、道路での事故などが発生している。対策を行うか支援をしてほしい。</li> <li>・ 野良猫に餌を与えている住民がいるため、猫が増えているように思う。</li> </ul>
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ置き場が散らかっており、網などをしっかりかけていないせいでカラスなどに荒らされている。分別もきちんとされていない。</li> <li>・ 令和4年9月の台風の後、道路や河川、海辺などで流木やごみなどが散乱した状態になり、現在でも残っている場所がある。計画的に回収、復旧を行ってほしい。</li> <li>・ 公園にゴミが散乱している。</li> <li>・ 川や海にごみがたくさん落ちている。定期的なごみ拾い、ごみ拾いを楽しみながら行うイベントがあると参加する人も増え町もきれいになると思う。</li> <li>・ 生ごみについては、ごみ減量のためにも庭先の畑に埋めるようにしているが、他に上手く処理できる方法があれば教えてほしい。</li> <li>・ 清掃工場の受け入れについて、無作為、抜き打ちで身分の確認をした方が良くと思う。</li> <li>・ ごみのポイ捨てが多いと思う。</li> <li>・ 朝からごみを燃やすのをやめてほしい。</li> <li>・ ごみ袋に名前を記入する必要があるか疑問である。</li> <li>・ ごみの分別は、あまり細かく分けられすぎると全部燃えるごみとして捨ててしまいたくなるので、これ以上分別の種類を増やさないでほしい。</li> <li>・ 草木を捨てる場所が無い。</li> <li>・ ごみを出す場合、透明な袋のみ使用可となっているが、不透明袋の使用も許可してほしい。</li> <li>・ リサイクル品の商品としての販売、貸出を行ってほしい。</li> <li>・ 生ごみ処理機購入助成金制度導入を検討してほしい。</li> <li>・ コンポストやリポベジなどのワークショップがあると嬉しい。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化等により休耕田が増えている。稲作の後にソバなどを植えてはどうか。米作りをしている農家を応援したい。</li> <li>・ 近年、海の磯焼けが多く見られる。地域経済、漁業者支援、環境保護を一石三鳥で叶える循環型ビジネスを門川町でも考えてみてほしい。</li> </ul>

カテゴリ	内容
水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然が豊かなのに、泳げる川や海が無くもったいない。海や川で人がくつろげる場所があると嬉しく思う。</li> <li>・ 昔のような、アサリの採れる海が復活してほしい。</li> <li>・ 汚れている河川はきれいに清掃してほしい。</li> <li>・ 家庭の飲水(水道水)に少し不安があり、浄水器を使っている。大丈夫なのか知りたい。</li> </ul>
排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川の水質を保つために浄化槽は大事だと思うが、導入・整備するための費用の負担が大きすぎる。</li> <li>・ 平城の排水の流れが悪く、悪臭や害虫の発生がある。</li> <li>・ 梅雨や台風の時期に排水溝から水が溢れて道路が冠水するため、排水溝の定期的な清掃を実施してほしい。</li> <li>・ 浄化槽設置している家庭は必ず検査を受けさせてほしい。</li> <li>・ 借家を中心に、合併浄化槽を普及させてほしい。</li> </ul>
災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災と環境整備がマッチする街づくりをしてほしい。</li> </ul>
におい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鶏舎や鶏糞の臭いが気になる。</li> <li>・ 近所の方が家庭ゴミを朝と夕方に焼いており、煙に困っている。町報などで禁止している事をお知らせしてほしい。</li> <li>・ 山から町に近づくにつれ、小さな川などが悪臭を出しているのを調査してほしい。</li> <li>・ 家庭で燃やしたごみの煙が家の中まで入って気分が悪い。</li> <li>・ 草木を燃やす臭いがするので、やめてほしい。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助・助成の有無についての周知を行ってほしい。</li> <li>・ 町の素晴らしさ・魅力について広く情報発信をしてほしい。</li> <li>・ 地域の清掃は住民が行うべきだと思うが、高齢者が多いため、町でボランティアの導入などを計画的に実施してほしい。</li> <li>・ 温暖化について、門川町として町民に何ができるかももう少し考えてほしい。</li> <li>・ 環境施策を実施するで、住み心地が損なわれることが無いようにしてほしい。</li> <li>・ 意識調査の結果報告はあるが、その後の検討内容についても開示してほしい。</li> <li>・ 周囲の公園などは仕方ないと思うが、河川敷の草刈りなどは一般住民がするのは危険なので、町で業者に依頼するなどして平等に負担する形にしてほしい。</li> </ul>

カテゴリ	内容
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街灯のLED化、各家庭へのLED電灯の配布などを実施してはどうか。</li> <li>・ 太陽光発電などは、土地や家の古さから出来ない住人も多いのではないかと思う。</li> <li>・ 太陽光パネル放置して10年以上経ったが、買取りがなくなったので町などで検討してほしい。</li> <li>・ 太陽光発電などの再生可能エネルギーの推進・家庭用充電システムの導入について、町の補助金をお願いしたい。</li> <li>・ 太陽光発電については、設置の際の自然環境の破壊、廃棄する際の処理やパネルの放置などにおけるリスクなどがあるため、慎重に許可を行うべきである。</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代を担う子どもたちに、一貫した環境教育を実施してほしい。</li> <li>・ 子どもが楽しめるイベント（環境）を行ってほしい。</li> <li>・ 各個人の意識レベルを上げる必要があり、パンフレット等で配布するだけの環境づくりではダメだと思う。</li> <li>・ 門川町の自然がこれほど豊かであることに気づいていなかった。教育を通してもっと地元の自然に対する愛を育むべきだ。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民のために喜ばれる、特色のある町にしてほしい。たくさんの方が門川に住みたいと思ってもらえる町づくりにしていくことがとても大切である。そのために思い切った政策が必要である。</li> <li>・ 町民、事業者、行政が一体となった姿勢が重要である。</li> <li>・ 環境問題は他人ごとではない。一人一人が無駄をなくし、ごみを減らしたりリサイクルしたり、自分にできることに取り組むことが一番だと思う。大切な子ども達や孫たちに優しい美しい環境を残してあげたいと切に思います。</li> <li>・ 門川町には、人と自然が共生した住みよい魅力的なまちになってほしい。</li> <li>・ 門川町は、海も山も川もあってすごく気に入っている。私たちの大切な門川町にずっと住み続けたいと思っている。町の活動には引き続き協力していくつもりである。</li> </ul>

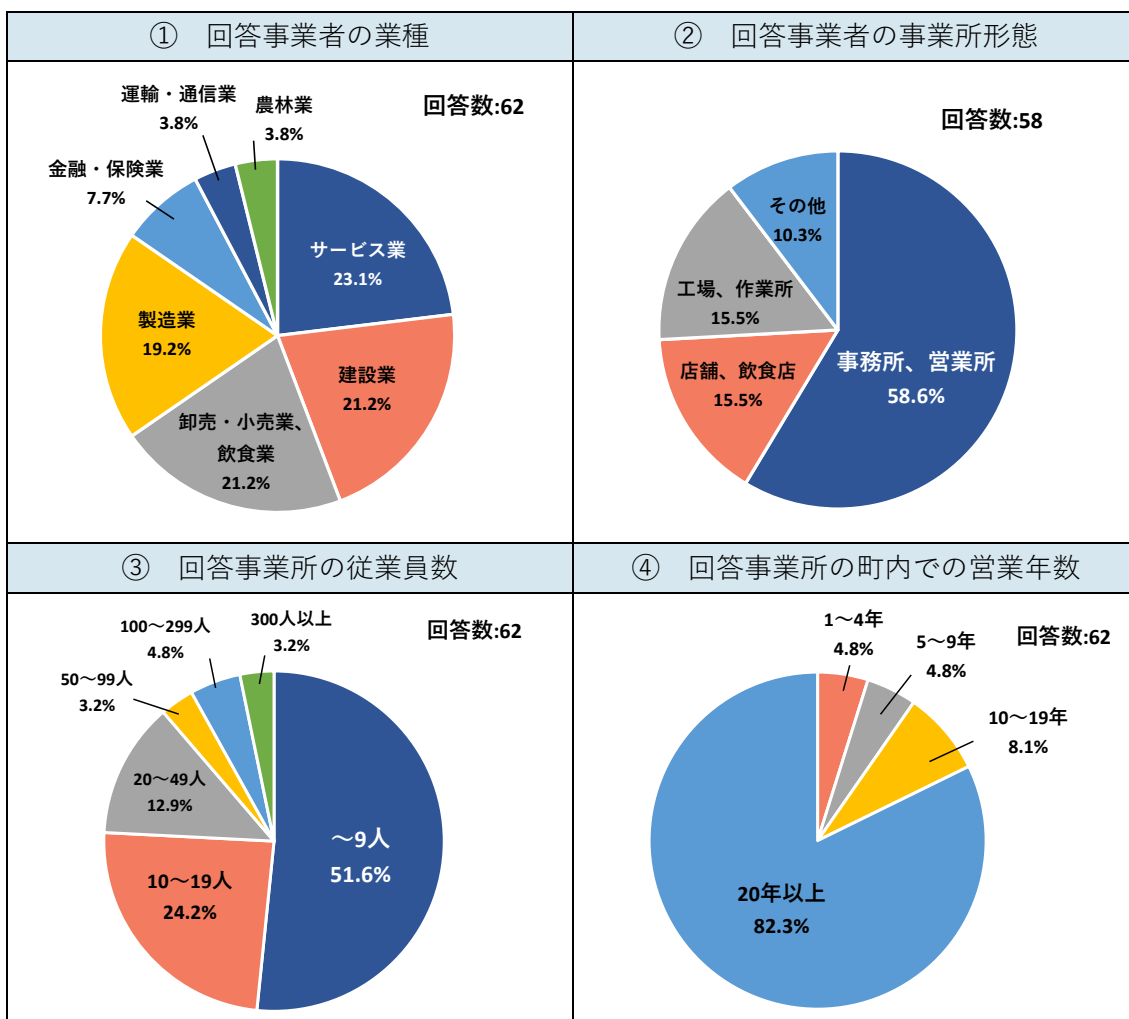
## 事業者アンケートの集計結果

■回答事業者の属性に関する設問

(業種、事業所形態、従業員数、町内での営業年数)

回答事業者の属性に関する集計結果の概要は以下のとおりです。

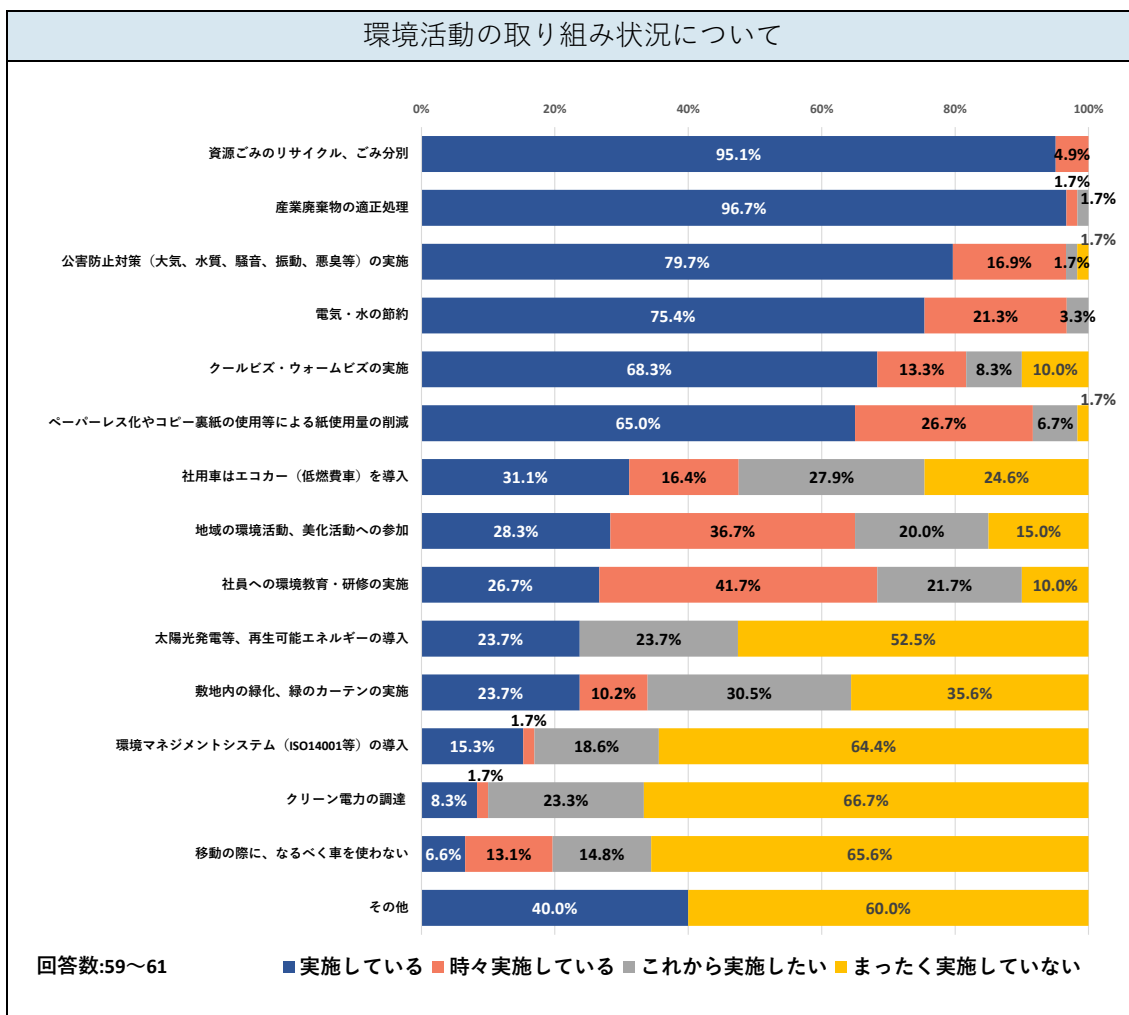
- ①業種は、「サービス業」が23.1%と最も多く、次いで「建設業」および「卸売・小売業、飲食業」が21.2%となっています。
- ②事業所形態は、「事務所、営業所」が58.6%と最も多く、次いで「店舗、飲食店」および「工場、作業所」が15.5%となっています。
- ③従業員数は、「～9人」が51.6%と最も多く、規模が大きくなるにしたがって、回答事業者数に占める割合が減っています。
- ④町内での営業年数は、「20年以上」が82.3%と最も多く、次いで「10～19年」の8.1%となっており、長年にわたり営業している事業所が多くなっています。



■環境活動の取り組み状況に関する設問

問1 貴社の環境活動の取り組み状況についてお尋ねします。

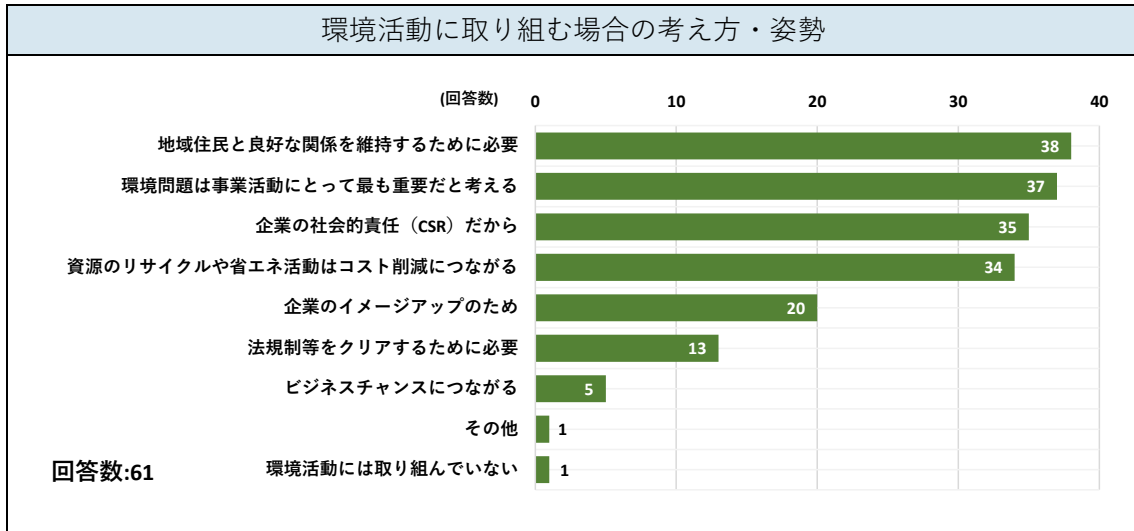
- ごみの分別や産業廃棄物の適正処理の取り組みにおいて、“実施している”および“時々実施している”の回答が多い傾向が見られました。
- 公害防止対策、及び節電・節水・節資源に関する取り組みも実施率が高くなっています。
- 環境に関する活動への参加や教育・研修の実施、環境に配慮した設備や機器システムの導入に関する取り組みに関しては、実施率が低くなっています。



■環境活動に取り組む場合の考え方・姿勢に関する設問

**問2 貴社が環境活動に取り組む場合の考え方・姿勢をお教えてください。**

○ “地域住民と良好な関係を維持するために必要“が最も多くなっており、全体として社会的責任や環境配慮に関する回答が多くなっています。



「その他」に記述されていた内容について

- ・ 未来の世界環境のため

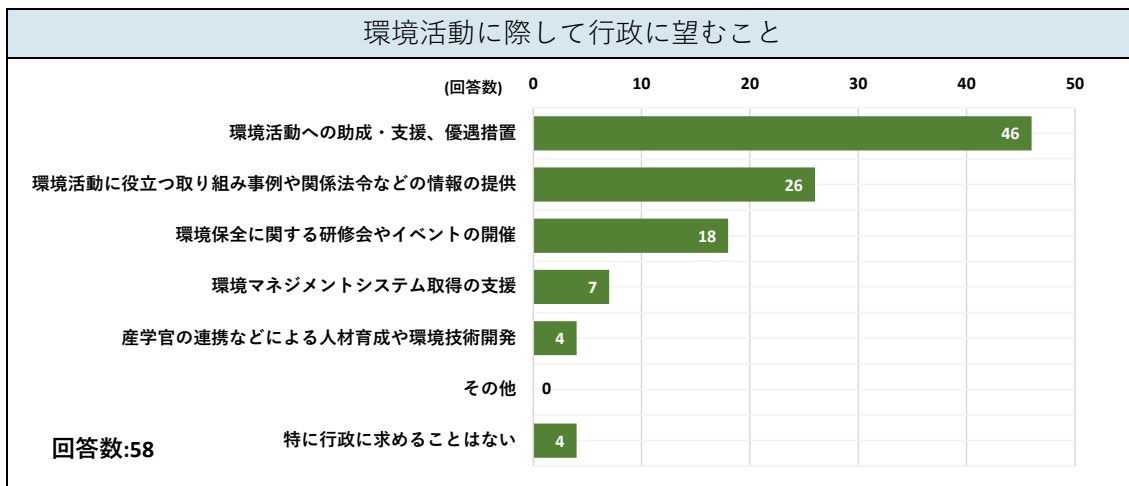
**問3 問2で「環境活動には取り組んでいない」と答えた方にお伺いします。取り組まない理由をお教えてください。**

○この設問には回答がありませんでした。

■環境活動に際して行政に望むことに関する設問

問4 貴社が環境活動の実施に際して行政に望むことを教えてください。

○“環境活動への助成・支援、優遇措置”が最も多くなっており、そのほか情報の提供や研修・イベントの開催に関する回答が多くなっています。



**問5 その他、門川町の良好な環境づくりについて、ご意見・ご提案があればご記入ください。**

(同様の内容の回答については1つにまとめています。)

○回収した62件の調査票のうち、13件についてご回答をいただきました。

カテゴリ	内容
自然	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植林活動の実施、植栽できる山や土地の情報の提供</li> <li>・ 害虫とか落ち葉など、管理費用などがかかるからなのか、樹木が減らされてきているように感じる。</li> </ul>
ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場内から排出された廃棄物を肥料用として再活用に努めているが、事業拡大と共に大量排出物の受け入れ先が減少している。</li> <li>・ 幹線道路沿いの水辺や雑草が生えているところで、通行車両や歩行車がゴミを投げ捨てており、川はドブ川で夏場はブヨ等の虫が大量発生し戸が開けられない状態である。</li> <li>・ 海岸清掃活動をするべきである。</li> <li>・ 民間企業は地域にある所定のゴミ捨て場を利用できないが、事業所の規模や従業員数等によっては利用できても良いのではと思う。</li> </ul>
水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海浜汚染防止への啓蒙推進</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金ができれば煙の出ない装置などを検討したい。</li> </ul>
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅時間、事業所前の道路が渋滞するため、信号の設置などで交通状況を改善することで、アイドリング削減ができるのではないかな。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空気の汚染度、水質汚染度を町HPにて毎日アップし意識高揚を図ってほしい。</li> <li>・ SDGsに関して、町民や町内の企業向けの情報提供やセミナーなどがあるとよいのではないかな。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境づくりは他人ごとではない。自分にふりかかることなので気にかかったことはすぐに実施したい。</li> <li>・ 子供たちへの教育も引き続き必要だが、その教育を受けていない大人へのアクションも必要である。行政には、働く場の環境、生活の中での環境意識を高めて社会的気運への醸成を図ってほしい。</li> </ul>